

トーマス・ムルナーに関する一考察

―「文化史と文学史の狭間」研究備忘―

新井皓士

目次

序

第一節 一五二〇年以前のT・ムルナー

- 一、出自と修業時代（一四七五～一五〇七）
- 二、『四人の異端者が事』等（一五〇七～一五〇九）
- 三、『阿呆赦え』その他の著述（一五一〇～一五一五）
- 四、『アエネーイス』翻訳その他（一五一五～一五一八）
- 五、『法学提要』翻訳など（一五一九年前後）
- 六、『アッホーが原』

## 第二節 『阿呆被え』と『信仰の没落』

### —手法と信条

- 一、一五二〇年前後のムルナー
  - 二、『阿呆被え』の諷刺の特性
  - 三、「被え」とムルナーの文学観
  - 四、『信仰の没落』
- ### 第三節 『ルター派大阿房が事』
- 一、解題
  - 二、成立期に関する一考察
  - 三、「ルター」の処遇について
  - 四、「ルターの娘」について
  - 五、「ルター」の再生と謝肉祭の構図

## 序

一、本稿はもと、十五世紀末ゼバスチャン・ブラントの『阿呆船』に始まり、十七・八世紀の交アブラハム・ア・ザンクタ・クラーラに至る、一連の諷刺文学を概観する試みの一環として構想したものである。その場合に所謂「阿呆文学 Narrenliteratur」の鼻祖ブラント、あるいはその悼尾を飾るアブラハムではなく、流れの上では二番手といふべきムルナーをさしあたりまず対象に取り上げたのは、幾つかの理由がある。第一は、ブラントの場合は既に尾崎盛景氏による翻訳が存在し、アブラハムについては高辻知義氏の論文によって或る程度その事蹟が明らかになっている

のに対し、トーマス・ムルナーに関しては、私の知る限り、未だ本格的な研究や紹介がわが国にはみられない事である。近世ドイツ文学史上に占めるべきムルナーの比重からして、これは些か不均衡のきらいがある。第二に、フランシスコ会修道士でありカトリック教的信条を固守したムルナーは、ドイツが概ねプロテスタント信仰に傾くにつれ、精神的風土においても——彼は出自においてはエルザスの人間である——辺境的存在となり、たとえていえばその位置のエネルギーが必要以上に低下した、と考えられる。私自身ムルナーの名を鮮烈に意識したのは、ルターを讃えたハンス・ザックスの『ヴィッテンベルクの小夜啼鳥』によってであり、当然それは揶揄愚弄の色調を帯びたものであった。しかしながら、ラインを大動脈とする南西ドイツ文化圏に関する文学や歴史の記述に接する機会が増すにつれ、そのような一方的評価とは異なる地平においてムルナーの名にしばしば出遇うのみならず、現代の代表的な俚諺慣用語解説書であるルッツ・レーリヒ教授の *Lexikon der sprachwörtlichen Redensarten* その他に重要な典故としてのムルナーの名が頻繁に登場する。また必要あって偶々閲したカール・クレーシエル教授の *Deutsche Rechtsgeschichte* には、やや意外なことに人文主義法学の代表的な人物としてムルナーの名が挙げられている。つまり私の中にうえつけられていた先入観ともいべきものを検討し直すべき必要と欲求を私は最近強く感じていたのである。第三に、ドイツ文学研究に於て私の出発点となった G・E・レッシングのムルナー評価の影響がある。迂濶にも私はレッシングの目がムルナーに迄いき渡っている事を先頃まで見逃していた。ムルナーに改めて関心を抱き始めてはじめて私は、レッシングがその先駆的な、それゆえ断片的に終らざるをえなかったドイツ語史、文学史の研究においてムルナーに言及している事を知ったのであった。一は、「ミネザンクからルターまで」という副題をもつ編年体の『ドイツ語と文学の歴史の為に』の一五一年の項に、ムルナーの『アエネーイス』翻訳が、また一五一九年の項にユステニアヌスの『法学提要』の翻訳が特に記載されている事実であり、一は当時ある事典に、『ティル・オイレンシュピ-

「かの時代の風俗慣習を知ろうとする者、ドイツ語（の強烈な表現可能性）を徹底的に研究しようとする者、そのよ  
うな人に私はムルナーの詩作品をじっくり読む事を勧める」と。

二、トーマス・ムルナーの著作活動は多彩である。彼は桂冠詩人、神学博士、法学博士の肩書をもつ一方、市井に交  
わって教育、啓蒙、布教活動をし糊口をしのぐ事を旨とするフランシスコ修道会士であった。修道士という言葉から  
は奇異に思われるほど俗人を対象とする著作が多く、またそのドイツ語文体がいかにも民衆——とりわけ都市民——  
の口元をのぞいた人を思わせるのはその為である。十三世紀に始まるフランシスコ会は、ベネディクト会等のより古  
き修道会と異なり、修道院の壁に守られた観想生活ではなく、民衆との直接的接触、対話を求める活動的な、それゆ  
えまた世俗との緊張した関係に陥りやすい、所謂托鉢修道会のひとつであった。

さてムルナーの著作を大別すると、教育的・啓蒙的用途の為に書かれた専ら散文的な著述類と、時代に共通する性  
格として教訓的傾向を強く帯びるとはいえ専ら韻文で著わされた文学的作品、及び宗教的意図が前面に出る論争的文  
書の、三つの部類に分けられよう。ラテン語による各種の講稿、参考書、大学用教科書をはじめ、『ユステイニアヌ  
ス』法学提要』の翻訳、ウルリヒ・フォン・フッテンの『梅毒特效薬論』の翻訳などが第一の部類に属し、ブランド  
の『阿呆船』を継承する一連の諷刺文学の系統、そしてドイツ最初の『アエネーイス』翻訳などが第二の部類に数え  
られ、一五二〇年以降のカトリック護教論、反ルター論文などが第三の部類である。

一五二〇年は、教皇レオ十世のルターに対する破門警告の教勅とこれに対するルターの三大宗教改革書（『キリス  
ト者の自由』『教会のバビロン捕囚』『ドイツ国民のキリスト者貴族に与う』）が発表された年であるが、この時点迄

のムルナーの著述二十余点は——後述の『四人の異端者が事』及び『心靈湯治』を別とすれば——特に「聖職者」ムルナーを讀者に意識させるものとはいえないのである。

三、文学史および初期新高独語の研究上からは、何といつても一連の諷刺文学作品、即ち『阿呆被え』『悪党組合』『アッホーが原』及び『ルター派大阿房が事』が興味深いものである。本稿では第一節に於て一五二〇年以前のムルナーの行動と著述の軌跡をたどるが、第三節に於ては一五二二年暮に刊行された『ルター派大阿房が事』を特にとりあげ分析している。この書は既にその表題からして問題を孕む事を予想させるが、個人攻撃にさらされた諷刺詩人ムルナーと宗教人ムルナーが混然一体化し、時代のエトスを垣間みさせる奇書となっている。第二節はこのようなムルナーの信条と諷刺の特徴をとらえる為、宗教詩『信仰の没落』と諷刺書『阿呆被え』をとりあげ、第三節における分析の予備的作業としたものである。

四、『ルター派大阿房が事』には、これを個別的・散発的諷刺の集成としてではなく、ひとつの統一的筋をもつ作品としてみる時、一見いかにも矛盾するように思われる点が幾つか存在する。第三節は専らこれを論ずる為、に費やされ、諷刺対象や思想的背景には詳しく論究できなかつた。その意味で本稿は未だ不完全であり均衡に欠けるものである。この面を是正すべく徒らに思量する間——私事にわたる事を恥じなければならぬが——私は思いがけず母を亡くし、全体を書き改めるだけの氣力をもはや失なつてしまつた。表題に研究備忘と付記したのはその為である。

## 第一節 一五二〇年以前のトーマス・ムルナー

一、フランシスコ会士のならないであり、古典的人文主義時代の知識人のならないであろうか、トーマス・ムルナーの一生は絶えざる遍歴の影を宿している。

ムルナー(Thomas Munner)はエリウス暦一四七五年十二月二四日、エルザスのオーバー・エーンハイム(Ober-ehheim, 現 Obernai)に生まれた。エラスムスに遅れる事九年、ルターに先んずる事八年ということになる。オーバー・エーンハイムは、シュトラースブルクの南西約二十キロにあり、巡礼地として知られたオディーリエンベルク(山麓)に位置した、小ながらも自由市であった。アイスレーベンに生まれたルターが六十三年の生涯のち偶然にもまたアイスレーベンに没したと同様、オーバー・エーンハイムはムルナーにとって六十余年後(一五三七年)その終焉の地ともなった。

しかし父マテウスあるいはマティアス・ムルナーは、一四八一年ないし八二年にシュトラースブルクへ移住した。トーマス・ムルナーの出身地をシュトラースブルクとする記述が時にみられるのはこの為である。一四八二年に市民権を取得した父ムルナーは、代弁人ともいべき法律関係の仕事に携り、市の拡大参事会の一員ともなったらしい。トーマスはこの父から強い道徳的感化を受けたものとみえ、後年『心靈湯治』及び『法学提要』第二版序文において、その事を感じ深げに追憶している。母ウルズラについてはその人柄を偲ばせるような記録は特にないが、当時人文主義の一牙城であったシュレットシュタットの出身と伝えられている。トーマスには恐らく弟と思われる者が三人、妹が一人あった。その一人ヨハネスは後年(一五二五)ロートリンゲン公に仕えて『結婚生活の得失』と題する通俗詩をものしたとされている。他の兩名シクストゥスとベアトゥスは一五一〇年以後に印刷業者としてフランクフルト

に在住したようで、前者はトーマスの『韻律速修法』を印刷し、後者はたとえば『悪党組合』の刊記に印刷者 *Bast Murner* として名をとどめている。後者についてはベッキングの『フッテン全集』補卷二にあるムルナー小伝の注に「弟」*Thomae frater minor natu* である事が明記されている。妹マリイに関して『アルゲマイネ・ドイチェ・ビオグラフィー』によると、さる身分高い聖職者に誘惑された為ヨハネスがこの件に関し訴訟をおこし一五二二年に至つて漸く一応の決着をみた、とある。その真偽、詳細を確かめるすべは今はない。

幼時のトーマスは虚弱な体質であつたらしい。近所の老婆に悪いまじないをかけられたせいだとも言うが、無論そのまま信ずるわけにはいくまい。ともあれ敬虔な両親は、身体こそ頑健ではないが秀れた知性を示すトーマスを、シュトラースブルクのフランシスコ会（小さな兄弟の会）修道院に託した。十五歳の時である。修道誓願は一般に十八歳と定められているから、初めは修練士として修業の傍ら学校で基礎的な学科を学んだのであろう。司祭への叙品は一説（バルケ）によれば十九歳、一説（ベルガー）によれば二二歳の時である。前者とすれば一四九四年ないし九年、即ちブラントが『阿呆船』を世に問い、マクシミリアン一世がスフォルツァ家のマリア・ブランカと再婚した年、あるいは永久平和令が起草され帝室裁判所が設置されようとする頃であつた。また後者（一五九七及至九八年）とすれば、マクシミリアンの子達の二重の婚礼によってスペインとハブスブルク家が結びつく年、あるいはデュエーラーの黙示録による版画が成る年である。

一四九五年よりトーマス・ムルナーは、ヨーロッパ各地の大学を訪れ遍歴の学生生活を送りながら、自由学芸学科および神学を学ぶ。即ちまずライン河を渡つてブライスガウのフライブルクにおいて二年間、ブラントの『阿呆船』をラテン語訳したヤーコブ・ロツハーの下で自由学芸学科を、次いでフライブルク同様フランシスコ会に縁の深いパリ——バリ及びオックスフォードには同会の *studia generalia* があつた——で学ぶのである。自由学芸学科 マギス

テルとなったムルナーは、一四九九年より再びフライブルクに於て神学を学び始め、その後クラカウで神学<sup>パカラオレックス</sup>得業士の資格を得ると更に、ヴィーン、ロストック、ブラハ、ケルンの大学を経て、一五〇二年にひとまずシュトラースブルクに帰還している。神学の博士号は当時一般に三十歳未満の者には授与されぬ慣例であったというが、実際ムルナーがフライブルクで神学博士となるのは三十歳に達した一五〇六年三月二七日の事であり、この間に彼は、高名な人文主義学者ヤーコブ・ヴィンブエリングとエルザスのドイツ文化をめぐって「ゲルマニア」論争をたたかわせる一方、シュトラースブルク、エスリンゲン（一五〇三）、ユーバリーゲン（一五〇五）で説教をし名を挙げている。後者にはマクシミリアン一世が臨席したとされるが、その国王——皇帝称号は一五〇八年二月以降——よりムルナーは一五〇六年にヴォルムスにおいて、桂冠詩人の称号を授けられている。皇帝及び国王のみが授与の権能をもつこの「世俗的」榮譽を受けるにあたってムルナーはフランシスコ会総会長の認可をまず受けているが、なぜマクシミリアンがこの時ムルナーを桂冠詩人としたのか、その理由は必ずしも判然としない。ベッキングの小伝ではフライブルクにおける『アエネーイス』及びラテン詩法の講義がその理由のように読めるが、この講義自体は一五〇八年の事と一般にみなされている。いずれにしても、既に一四九七年に桂冠詩人の称号を与えられた師ヤーコブ・ロツハー（フィロムス）の推挙があつた事は確かであろうが、或いは後年（一五一七）ウルリヒ・フォン・フッテンがこの称号をうけた時に似て、ラテン詩文に秀でるといふ資格に加え、多少政治的な配慮も働いたのかもしれない。といふのはムルナーは、マクシミリアンとスイス同盟の間に起つた一四九九年の所謂シュヴァーベン戦争に関し、国王敗戦の予言に反論した『占星術師等を難ず』というラテン語論文を書いているからである。実際この戦争において捗々しい成果を得られなかつたマクシミリアンの目に、ムルナーの処女作は稜威を高める好ましい援軍と映つた事も十分考えられるからだ。修道士ムルナーが世俗的榮譽を期待してこの文を草したとは思えないとはいへ、マクシミリアン一世に対する

期待と敬慕の念は、ブランドの場合にもみられるように、当時の人文主義的教養人にかなり共通するもので、ムルナー自身も後年『阿呆祓え』の着想を帝に奏上したり、『法学提要』第二版序文で帝に期待する気持の強かった事を回想したりしている。

二、さて神学博士となり桂冠詩人——この称号はマクシミリアン治世時代には文学博士に匹敵する機能も果たした——となったトーマス・ムルナーは、一五〇七年、クラカウ大学に於て論理学等を講義し、カルタを応用した学習法を教示したが、その絶大な効果は当初『魔術』の疑いすら人に抱かせるものだったという。暗記術にカルタを利用する教授法はバリの碩学ルフェーブル・データールが考案したもので、恐らくバリ時代にその方法を知り、フライブルクで一度実践に供した上で、クラカウで効果をあげたムルナーは、この方法によるカルタ式速修『論理学教本』を公刊、版を重ねる事となる。

翌一五〇八年、ムルナーは再びフライブルクへ戻り、詩学を論じウエルギリウスを講義するが、その成果は『詩人改革論』や『韻律速修法』として、シュトラースブルク及びフランクフルトで印刷され世に問われる。その詩学の特徵については第二節において簡単に述べるが、フランシスコ会士ムルナーが異教徒ウエルギリウスを講義対象とした事自体、当時法学の泰斗ツァジウスの忌憚にふれたことを、ここに記しておかねばなるまい。世俗詩人の作品を扱うのは聖職者にふさわしからぬという理由だが、これが表向き理由にすぎぬのかどうかは別として、当時の物の考え方的一端が窺われる。どうやら向うっ気の強い性格のムルナーは、この時のツァジウスの書簡およびそれに対する自己の反論を取って公刊してしまうが、それは又相手方の一層の怒りを誘う事となる。凡そ十年後ムルナーがバーゼル大学で法学博士号を取得するとき、その怒りはまだとけず、ツァジウスはバーゼルの同僚に手紙を送ってその阻止を

図ったという。講義の傍ら修道院付属教会で説教も行ったムルナーは、ツァジウスのみならず、フライブルクでは僧侶達の反感をもかっている。ミュンスター（聖堂）の聖職者達の墮落、逸脱をあげすけに批判したからである。フライブルクでのこの知見・体験は後の『阿呆祓え』に反映するところ少くないと思われる。

一五〇八年ないし一五〇九年という年はまた、第三節に扱う『ルター派大阿房が事』の作品解釈にも関わる問題を提起する。即ちその第一六二行に「十四年も前の事だが」（大きな阿呆ではなく）小者ばかりに阿呆祓えをした事あり、という一節があつて、定説ではこれが一五一二年刊の『阿呆祓え』を意味する事、従つて前者の成立した一五二二年の時点から逆算すれば「十四年」という表現は事実と反する、ムルナー一流の不精確さがあらわれたもの、とされている。しかしながら「十四」という数詞が特に韻律上の理由から使用されているとも考えられぬゆえに、一概に誇張ないし杜撰と断定する以前に、この措辞が何らかの実質をもつ可能性、即ち「十四年前」に相当する一五〇八年頃に、いうところの「阿呆祓え」に該当する出来事はないものかどうか、一応再検討する必要があると思われる。

というのも、やがて八八一五行の諷刺詩に結実する『阿呆祓え』の構想を、桂冠詩人ムルナーは出版にかなり先立ってヴォルムスに於て皇帝に披露したと伝えられるからだ。そしてバルケ等の主張するようにそれが一五〇九年の国会開催期であるとすれば、同年四月末ないし五月始めと限定される事になる。というのは、当時ヴェネチアと係争中であつた皇帝——マクシミリアンはこの前年二月にトリエンツで「ローマ行」と同時に自ら「選ばれしローマ皇帝」を宣言した——は帝国諸侯の支援を要求すべく、四月二一日にヴォルムスに着くが、五月半ばには既に再びトリエンツに在つて、支援に積極的姿勢を示さぬ帝国等族に対し、激越な指令を送っているからである。ところがムルナーは一五〇九年二月十二日にシュトラースブルクを去つてベルン（スイス）に向かい、「イエッツァー事件」裁判と四人のドミニコ会士処刑（一五〇九、五、三一）を現地ベルンで体験した事が、E・フックスによって指摘されている。

フックスの論証はM・シユタウフェンベルガーの年代記を資料にした厳密なものであり、特に反証のない限り、この年の春ムルナーがヴォルムスで皇帝に見える事はありえないことになってしまふ。思うにバルケ等は、『阿呆被え』第五章の「かつて皇帝マクシミリアンからヴォルムスで……」という件を、一五〇九年の国会期と単純に推定したのではあるまいか。実はマクシミリアンはその前年一五〇八年五月にもヴォルムスに選定侯諸侯を召集しているのである。『阿呆被え』の中に多くの聖職者諷刺が含まれる事やフライブルクにおける批判的活動を思えば、ムルナーがマクシミリアンに『阿呆被え』の構想を披露したのは、むしろこの一五〇八年の事ではなかったか、と筆者は考える。

この推定が正しければ、「十四年前」という問題の表現は決して不当ではなく、少くともこれをもってムルナーの杜撰さの証左とするわけにはいかない。

ベルンの「イェッツァー事件」は一種の宗教スキヤンダルであるが、その顛末についてムルナーは、ラテン語散文とドイツ語韻文の、二篇の記録を残している。『ドミニコ会の四人の異端者が事』がそれである。ラテン語のものが先ず書かれ、そののち一般市民の理解の為ドイツ語に直したとされ、両者とも匿名で出版されたが、ムルナーの作である事に疑問の余地はない。後者はムルナーにとって、母(国)語による著作としては、処女作になる。この書について詳しくは、中世後期から近代にかけての聖母崇拜と女性諷刺に関連する問題としていざれ稿を改めたいと思うが、事件は現代の感覚からすると凡そ奇妙な、それゆえまた当代の精神風土の一端を窺わせるものでもあるから、ここに簡単に紹介する事にしよう。ドミニコ会はフランシスコ会とほぼ同時期に生まれ互いに勢力を競いあつてきた托鉢修道会である。この修道会がベルンの修道院を舞台に、イェッツァーという名の知能の低い男を操り、その前に聖母マリアが現われ、お告げがあった、と欺き信じ込ませよう、と一芝居うったのである。結局その策略があばかれ、裁判の結果、修道院長を含む四名が異端者として処刑された、事件としては単純でいかがわしいものであるが、その背景

には十四世紀以来神学上の争点となっていた、聖母マリアの無垢・無原罪性、すなわち神の子イエスを宿したマリヤに人祖アダム以来の原罪を認めるか否か、の問題がひそんでいた。即ち聖母も原罪を負うとする一派はマクリストと呼ばれドミニコ会がその代表であり、聖母の無原罪性を主張するインマクリストはフランシスコ会によって代表されていたのである。論争は十五世紀末には無原罪説がほぼ勝利を収め、パリ大学、ケルン大学の神学部も無原罪のドグマを支持したのだが、ドミニコ会はこの劣勢を一気に挽回すべく、前述のような欺瞞的非常手段によって、偽マリアの口から原罪性を肯定させ市中に噂を広め反対派の勢力を殺ごうと謀ったものであるという。事は発覚し、ドミニコ会はこのスキャンダルを極力隠蔽しようと努めたが、ムルナーの文書その他を通じて、スイス内外に事件は伝えられていった。この事件後十年足らずして、ルターが「九五ヶ条の提題」を掲げるきっかけとなる贖宥状販売において、辣腕の修道士テッツェルが、たとえマリア様を犯しても免罪云々、とまで言ったと巷間伝えられたが、それもこれもテッツェルがドミニコ会士であったが故に、話に尾鰭がついたものかもしれない。

三、一五一〇年、ムルナーは一時シュバイアーのフランシスコ会修道院の院長を務め、翌一五一一年には、フランクフルト・アム・マインに聖書教師として派遣され、その独得の説教によって人々の関心をひきつけたという。フランクフルトには、シクストゥスとベアートゥスの兄弟が印刷業を営んでいたので、トーマスの『韻律速修法』や『悪党組合』等が刊行される事となった。前者はフライブルク時代の講稿がもとになり、独自の版面を配した一五〇一行の諷刺詩である後者は『阿呆祓え』と同巧異曲の趣きこそあれ、その簡潔さゆえに、今日でも一定の読者を獲得しうるものとみられ、近年も新しい版画を付して再刊されている。

一五一二年後半のムルナーは、なおフランクフルトに在ったのか、それとも既にシュトラースブルクに戻っていた

のか、定かではない。いずれにしても既に脱稿していたはずの長編諷刺詩『阿呆被え』八八一五行は、シュトラーヌブルクのマティアス・フツプフによって出版されている。

同じくフランクフルト時代に成立したとみなされている韻文の『心靈湯治』も、印刷地はシュトラーヌブルクである。但しこちらは、のちのち宗教改革の進行につれシュトラーヌブルクの印刷業者がことごとく新教派となる状態下にも唯一旧教派にとどまるグリューニンガーによる印刷であり、出版は早くとも一五一四年八月五日以後となる。早くとも、とするのは、同書は三十四章で一旦完結し「一五一四年オスヴァルトの日」、即ち八月五日、とあるが、その後更に一章、マリアへの謝辞が付け加えられているからである。体裁に於てもこのように異例であるが、この『心靈湯治』はその構想及び内容に於ても些か風変わりな信仰の書である。肉体的沐浴・湯治を精神的浄化の比喩に用いるのみならず、イエスその人を、沐浴の介助者——原語では *Bader*——として登場させているからだ。湯屋は当時理容および簡単な外科手術も兼ね行うものではあったが、社会的評価はいささか微妙であり、俗間には悪魔と一口に並べる慣用句すらある。沐浴を精神的浄化の比喩として用いる事自体は当時必ずしも珍しくないとはいえ、イエスをバスターにみたてることは比喩としても相当大胆なものと言わざるをえない。見方によっては瀆神的ですらあるから、その嫌疑ないし非難を避ける意味をもってか、随所に聖書やアウグスティヌスを引用した解釈が附されている。ユーモアとサタイヤの戯れる『阿呆被え』や『悪党組合』とほぼ同時期に、かくのごとき『心靈湯治』を書く事になった直接的動機については、ライン河を船で下りフランクフルトへ向かう途中、雨と雪と風に見舞われ、五体は凍え身は病んだ、体験が第三四章で語られるが、薬湯ともいふべき「五月浴」<sup>マインバート</sup>によって病癒えたとき、神への感謝の気持を表わそうと、この書の執筆を誓った、とムルナーは言う。中世後期には各地で巡礼行が流行ったから素朴な民衆なら巡礼地にもうで奉納画などを納めるところであろうが、神学博士ムルナーは思ったのである。「人々に何の教えも与え

る事ができないならば、喜捨をいただき唯むさぼるのみで持てるわざを隠すならば、博士と名乗るも何の意味があるか」と。

一五一三年七月十日、ネルトリンゲンで開かれたフランシスコ会管区総会において、トーマス・ムルナーはシュトラースブルクの同会修道院の長（ガルディアン）に選ばれる。彼は同年九月半ばその任に着いたものと推定されるが、わずかに任一年足らずで早くも、その職を退かねばならなかった。この件で時の管区長ゲオルク・ホフマンはどのような態度をとったのか、他の事情同様判然としないが、ムルナーはその後、ポロニーヤ、ヴェニスなどイタリアへ旅に出ている。公務を帯びたものか、多少傷心を癒す意味もあったものか、ともあれ解任の約一年後になって始めて、ムルナーは『抗議プロテスタチオン』なる文書を発表した。それによると、ムルナーの院長在任中に偶々役職から外れた人々がその責を彼一人に帰し、かつ「五百プリント・プエニツヒと十一グルデン」の濫費をとがめたのが、早期退陣の原因であるという。無論ムルナー自身は、その責務を「忠実、勤勉かつ誠心誠意」果たした事、公正に身を持し必要以上の不当な出費など断じてない事を強調している。それにも拘らず一修道士などは、ムルナーの胸に刃を突き刺してやりた、と広言したと伝えられるほど、憾みを持ったのである。『阿呆赦え』『心霊湯治』の著者ムルナーは、恐らくかなり性急な方法あるいは辛辣な態度で、修道院内の浄化と統一を試みたのではあるまいか。フランシスコ会はその修道会としての基本路線をめぐって内部に絶えざる緊張の歴史があり、この数年後には一種の勢力交代と分裂の動きが起こるのである。これに加えて或いは、地元出身のムルナーと他郷出身者達の間にも多少とも感情の蟠りの生じた可能性も考えられる。当時シュトラースブルクの聖職者身分にはシュヴァーベンやバイエルン出身者が非常に多く、特に聖堂参事会を始めとする高位のそれは、四分の三が他郷出身者で占められていたという。『心霊湯治』はムルナーの院長退陣後まもなく出版されたと推定されるが、その第三五章のいかにも唐突な内容がこのような連想を誘うのである。

既に述べたように、『心靈湯治』はキリストを介助者とする心身の浄化過程が第三章に於て完結し、「ヨハネス・グリュニンガー謹んで印刷す、シュトラースブルクにて、一五一四年オスヴァルトの日」と刊記にあたる記事が置かれた、その後第三章が付け加えられている。それは聖母をバーデリンとみなし只管敬慕の念をうたったものだが、同時にシュトラースブルクとその聖堂、即ち「聖母教会」を讚美するものでもある。それがいかにもその地を離れようとする者の心境を思わせる辞句を含み、失意の者が氣持を奮いたたせようとするかのような一節で結ばれているのである。異郷に在ってはシュトラースブルクの聖母教会を忘れるなかれ、という亡き父の教訓が切実に想起されているこの一章は恐らく、修道院長の職を退きイタリアへの旅立ちを目前にした頃に成ったもので、傷心と望郷の想いを先取りし自ら癒し慰めるものではなかったか、と俗人である筆者は思うのである。

四、イタリア行の詳細は不明であるが帰郷したムルナーは、一五一五年八月に『抗議』を、続いて『アエネーイス』の翻訳を公刊した。後者のマクシミリアン帝への献呈の辞は八月一日、即ち『抗議』と同じ日付けであり、巻末奥付には「バルトロメウスの日の次の月曜日」とある。この年は八月二十七日がそれに当てている。ウエルギリウスの『アエネーイス』の翻訳としてムルナーのこの韻文訳はドイツで最初のものであり、その文学史的意義からも注目されるが——レッシングがこれに着目した事は既に述べた——、修道会士が異教徒の文学を翻訳する事自体もこの時代にあつては一定の抵抗ないし困難を覚悟せねばならぬ試みといえよう。かつてフライブルク大学でウエルギリウスを講義したとき碩学ツァジウスの不興を招いた事実からもそれは窺えるところであるし、恐らくはまた彼自身の修道会内部にあつても不信の声が予想されたと思われる。その為もあろうか、異教の神々の事も（削除や手を加えず）そのまま残したのは偏えに創作者ではなく翻訳者の立場を守ったからだ、とムルナーは敢えて弁明している。ファミニスト

としてのムルナーの開かれた知性を示す一面であると共に、修道士としての微妙な立場を思わせる弁明である。

一五一五年には更に『シュヴィンデルスハイムの水車場』という題の、性風俗を諷刺した韻文作品がマティス・フツプフの印刷により刊行されている。『悪党組合』と『阿呆祓え』の関係に似て、この作品は四年後バーゼルで出版される長編『アッホーが原』と対をなす短編であるが、この両者の成立事情に関しては諸家の見解は必ずしも一致をみない。さしあたりバルケ等の推測に従うと、『プラントの年代記』——一八七〇年の晋仏戦争時に焼失し断片的にしか伝えられていない——と呼ばれるもの、及びプラント宛てのムルナーの手紙から推すと、『アッホーが原』は実は一五一四年頃に一応稿が成り印刷業者フツプフに手渡されたが、それに対してフランシスコ会修道院から市参事会に発禁処分を求める訴えがあった。よって参事会の検閲担当者が原稿を没収したところ、ムルナーから市参事会書記官長S・プラントに、原稿返却を求める嘆願書が寄せられた。またこの原稿に対しては当時としては決して安くない稿料ホノラール四グルデンが既にフツプフからムルナーに支払われていた為、フツプフはその弁済をムルナーに請求。原稿そのものはやがて返還されたが発禁処分は解けなかつたので、ムルナーは新たに『シュヴィンデルスハイムの水車場』を書いて印刷者に与えた、というのである。「プラントの年代記」のこの項を伝える断片自体、一五一四年説と一五一七年説にわかれるし、ムルナーの手紙にも日付けがない為、この事件がムルナーの院長退陣間もない一五一四年の事であるのか、フランシスコ会が二分する一五一七年の事であるのか、決定的な証拠がなく、結局両作品の比較による推定をまつしかないのだが、少くともこのプラントの年代記中にある「*geuchmat* (アッホーが原)」が、後に一五一九年に刊行されるものの原型にすぎない事だけは確かであろう。いずれにしても、修道院側が提訴したのは、編中に修道院関係者の諷刺がある事を恐れた為であろう。事実とすれば、両者の間はかなり緊迫した関係にあったわけで、結局一五一五年の九月には、ムルナーはもはやシュトラースブルクにとどまらず、トリーアに在って当地の大学

で、ユステイニアヌス法学提要进行を四週間で聴講者に速修させる旨の講義要項を公示し、同年十一月末には同じく法学提要の演習を公示している。神学博士ムルナーが世俗法の法源にこの頃すでに関心と知識を有していた事があきらかであるが、この事と右の係争体験が多少とも関わりをもつものかどうか、臆測の域を出ない。

しかしトリファにもムルナーは長くとどまる事はできなかった。そのころ人文主義派とスコラ学派の間で鏖迫り合いになっていた「ロイヒリン・ブエファーコロン論争」に関し、ムルナーがロイヒリンに与した事がその一因であるらしい。この論争は、改宗ユダヤ人であるブエファーコロンがタルムードやカバラ、ヘブライ語文献の一掃を呼号したのに対し、ドイツにおけるヘブライ語研究の創始者ともいべきヨハネス・ロイヒリンがその愚を指摘し異を唱えて以来、片やブエファーコロンに肩入れしてケルン大学神学部とドミニコ会、片やロイヒリンに賛同して人文主義者達が相対峙したもののだが、事はヘブライ語文献に関する見解の相異にとどまらず、そもそも神学部の排他的専門領域とみなされてきた聖典解釈などに古典語研究の人文主義者が嘴をさしはさむ事が許されるかどうかという、神学を頂点とする中世的学問思想体系の根幹にふれる問題を孕んでいたのである。ドミニコ会はまた異端審問を掌握していたが、その強権発動はフマニストに寛大であった教皇レオ十世の介入によって辛じて阻まれていたのが、この頃の状況であった。このような状況の下で、ムルナーがどの程度有効にロイヒリン弁論を行い得たか、具体的には明らかではないが、少くとも『蒙昧派の手紙』第二部第三信によれば、ムルナーはロイヒリンの「大なる友」とされ、その登場がトリファのブエファーコロン派に警戒された事は確かであるらしい。ムルナーは『ドミニコ会の四人の異端者が事』の著者であったし、彼の所属するフランシスコ会とブエファーコロン論争の黒幕ドミニコ会の反目自体、聖母に関する教義上の対立のみならず、既に十四世紀のシュトラースブルクに於て世俗的次元でも記録されているほど根強いものであった。そのうえムルナーは既にフランクフルト滞在期に、ユダヤのパシャの祭や悼歌、食卓の祈り等をヘブラ

イ語からラテン語およびドイツ語に訳し、弟ベアートゥス・ムルナーの印刷する三篇の小冊子として出版してもらった。専らウルリヒ・フォン・フッテンが筆をとり戯画化したとされる『蒙昧派の手紙』第二部の、ムルナーが当地（トリア）の聖職者・修道士の中にロイヒリン派を増やすのではないか、という反対派の危惧が単なるフィクションとは思われないのである。

トリアを去ったムルナーは、その後バーゼルへ向かう前に、一旦シュトラースブルクへ帰還したと思われる。そこでは一五一七年の四月二六日に管区総会が開かれ、フランシスコ会はオプセルヴァントとコンヴェントゥアルと呼ばれる二派に分かれる事になった。前者は十三世紀初めに定められた厳格な清貧規定を含む会則の遵守を主張する復古的『改革派』であり、後者は時代環境の変化に応じて会則を緩和しないし柔軟に適用してきた現実的『穩健派』であった。この時ムルナーのとった態度について直接的記録は見当たらないが、翌年彼がバーゼル大学に籍をおいたとき、Frater Thomas Murner, ordinis minorum と、或は一五二一年に lector Regens fratrum minorum と署名している事からして、彼は穩健派に属したものと思われる。コンヴェントゥアル派はドイツではふつうミノリテと呼ばれているからである。しかしムルナーの立場を一層明らかにしていると思われるのは、独訳『法学提要』第二版の序文にみられる次のような言明である。「神のみことばを単純かつ敬虔に述べ伝え、哀れな信徒達にその誤りを教え且つ慰め、日夜神の正義について書き解明し読み、都市の義しく名譽ある人々に最大限の慈善を勧める、そういう事が聖職者の業であるなら、私もまた聖職者である、と言いたい。だが、耳の上から頭を剃り、太い荒縄で身を縛り、故意に切った靴しかはかず、粗衣をまとい藁ぶとんに横になり、食堂や回廊で沈黙の行をし、戸口から戸口へ鉢乞食してイエスの名を唱え、貧を誇り断食を叫び金錢を蔑視する、そのみが聖職者の業とするなら、私は聖職者ではないし今後なる事もあるまいと公けに告白しよう。なぜならそのような猿真似劇はえせ修道僧にこそ似合え、

義しく誠実なキリスト者にはふさわしくないからだ。」

五、一五一八年春、神学博士トーマス・ムルナーがバーゼル大学の学籍簿にその名を登録したのは、文字通り「教えつつ学ぶ *docendo discens*」為であった。既にトリーアで行なったように、ユステイニアヌス法学提要についてリツェンティアートとして講義しながら、法学博士号の取得準備をしたのである。神学の後で法学の学位を求めるのは当時の慣習に逆うものであり、またいかにも世俗的名誉を求めるかのようなのであるが、自らの知的欲求に加えて、一般市民の利益を守る為という目的意識がムルナーにはあった。一五一八年に公刊された二冊の参考書——『カルタ式法学提要速修』、『両法便覧』——に続いて、一五一九年四月アダム・ベトリ印刷によりバーゼルで上梓された『独訳ユステイニアヌス法学提要』は、その二年後シュトラースブルクのヨハン・グリュニンガー印刷による改訂第二版が出版されるが、その序文でムルナーはこんな事を言っている……：自分は長年心を傷めてきた、わがローマ帝国の多くの立派な都市において、ラテン語の知識がない為に市長や参事会員達が、その拠って統治し判決を下すべき典拠たる皇帝法を、ラテン語を操る（法学）博士達から、物乞いのように乞わねばならず、好意ある援助を得られぬ事すらあることを。その結果彼等が増長し、かかる市長や参事会員達を、係争当事者その他の事とども、長の年月愚弄し混乱させ引きずり回したりしてきた様は、およそ正義を愛する者なら憐愍の情にたえない程だ。また自分はヤーコプ・ムルナー及び父マテウスがしばしば嘆くの聞いた、博士帽の連中が哀れむべき人々を不当にこずき回し苦しめている事を。それゆえ自分は深く心に期するところがあった。仮にかの法をドイツ語に訳し我が帝国諸都市の思慮深く敬虔な市長参事会諸賢の高覧に供する事ができれば、正義を求める哀れむべき人々の助けともなり、大いなる善として神の思召にもかなうのではあるまいかと……：自分にはまさに思えた、皇帝の法（市民法）をドイツ語に訳す事は聖職

者に十分似つかわしい事ではないか、否むしろ、祈禱、断食、その他修道院の壁の中で為されうる数多の事より、より似つかわしく、良き事ではあるまいか、と。

ムルナーは更に、ドイツ各地の法学の權威に、諸法の源泉であるかの七七書の翻訳可能性をたずねたが、一笑にふされるばかりであった事、それでも自ら着手し既に相当部分の翻訳作業が進んだ折も折、献呈の予定であったマクシミリアン帝が崩御し（一五一九、一、一二）、心のはりを失って作業を中断した事、イタリアへ行き更に法学知識を深めていたところへ、マクシミリアンの血統をつぐカール（五世）が皇帝に選定された事を聞き知り、再び翻訳の完成をめざした事、などをこの序文で述べている。法学の關係者がムルナーの企画に否定的であったのは、翻訳の困難以前の問題として、慣習法ないし『古き良き法』を斥けつつローマ法の継受が圧倒的に進行していた時代にあつて、新しい身分ともいふべき学識法曹の武器であり權威の基である法典が一般人の安易な理解にまかせられる事を恐れたのである。事情は神学部の權威者達が聖典の解釈を人文主義者や民間人の手に委ねる事に危惧を抱いたのとさして交りはない。そのような雰囲気を代表するように、かつてムルナーのアエネーイス講義を非難した高名な法学者ウルリヒ・ツァジウスは、このたびもまたムルナーを「法の純潔を汚し、その価値をおとしめ、ドイツ語への翻訳によって通俗化する痴者、無知蒙昧の輩」ときめつけている。そのうえウルリヒ・ツァジウスは、一五一九年春にバーゼルでムルナーへの法学博士号授与が決定されようとしたとき、フライブルクからバーゼルの友人カンテイウンクラ教授に手紙を送り「阿呆頭巾のあの馬鹿が神聖な法と教会法規を恥ずかしめる」と書き、そのようなものに学位を授ける事はバーゼル大学法学部の恥となるう、と勧告したのである。バーゼルの当事者達も慎重にならざるをえなかつた。それもフランシスコ会士が、皇帝法（市民法）の博士となる事が許されるものかどうか、ローマ教皇の認可を必要とするという留保条件が加えられ、ムルナーへの学位授与は一時延期の形となつた。大学史をひもとけばバーゼル（一四五

九年創立)は、ウィーンやハイデルベルク、ライプチヒやケルンなど開学にあたって教皇の影響が決定的であった古い大学と異なり、フライブルクやテュービンゲン、トリアーやインゴルシュタットなどと並んで一五世紀後半に設立された当時新興の大学である。教皇の設立認可は形式的になお必要とはいえず、皇帝の認可が既に実質的に重きを占め、特に法学部設立は皇帝の専決事項であった。その法学部にして、フランシスコ会士であるという理由でムルナーの資格に関し突如生じた疑義は、いささかとってつけたような感を与える事はやむをえまい。ともあれローマへ向って使者が発ち、ムルナー自身は『アッホーが原』を四月五日付で、『法学提要』を四月八日付で、バーゼルのアダム・ペトリ社から刊行したのち、イタリアに向ったのであった。ハプスブルク家のカールが皇帝に選ばれた(六月二八日)事を知りドイツへ戻ったとされるが、八月九日の日付でシュトラースブルクのグリューニンガー社から出版された『梅毒特效薬論』翻訳(著者ウルリヒ・フォン・フッテン、一五一八年)には既に、「神学博士・両法博士」とある事から、結局その学位授与はこの年七月に行われたと推定されている。特に都市出身の法学博士誕生に際して慣習であった賑々しい祝賀も願ぎもない「修道僧にあいの一」と『シモン・ヘッスとマルティン・ルターの問答』が意地悪く伝えている——ひっそりとした学位取得であった。目を東北ライプツィヒに転ずれば、マルティン・ルターがヨハネス・エックとの公開討論において、教皇と公会議の無謬性を否定し、ローマ教会と決定的に袂を分かった時期のことである。

六、次節に移る前に私は、『法学提要』とは、同時並行の形で刊行された諷刺作品『アッホーが原』に簡単にふれておこうと思う。形式的にも内容的にも全く対照的な両者の仕事と同時に行われているのは、ムルナーの精神活動のバランスを考えるに際し、重要なポイントであると思われるからだ。

『アッホーが原』は、色香に迷い性悪女に鼻づらを引き回される軟弱浮薄な男子および世の風潮を、笑いのうちに嬌めるていの一四一九行の韻文作品である。原題は Die Gouch mat (Gauchmat) で、上エルザスのズルツマツト近傍にゴイヒマツトという地名が実際にも存在し、かつて男女の逢引きの場として名高かったという。といっても無論ただそれだけの理由で表題に選ばれたわけではあるまい。「ゴイヒ」を複数形とする「ガウホ Gauch」は、「カッコー」であり且つエルザス地方では——特に鼻の下の長い——「阿呆」をも意味したし、またカッコー自体がその習性から間男とか悪魔の鳥と呼ばれていた。つまりゴイヒマツトのゴイヒは、カッコーとアホーの懸けことばであると考えられる。それに対し「マツト」の原義は「草原」(Matte, Wiese)、即ち古典的逢引きの場だが、ここではカッコー  
 Ⅱアホーを呼び寄せる場となつて、戯れに一場の、いささか野卑で皮肉な愛の法廷ないしヴィナースの宮居をひらき、色男共、腑抜け男共と女の手練手管を披露に及び、読者の笑いと戒めに供するという趣向である。「マツト」にはまた「疲れきつた」「王手詰みの」という意味をもつ形容詞もあるが、ひょっとしてムルナーの言葉遊びはここまで及んでいるのかもしれない。さてこの宮居の主はヴィーナス神、その下に官房長カンツラウが任命され、アッホー連と悪女達が勢揃いという展開になる。ムルナーの諷刺作品では、あるいはお祓い役(『阿呆祓え』)、あるいは組合長兼書記役(『悪党組合』)という形で、作者自身が阿呆の仲間として顔を出すのが特徴であるが、『アッホーが原』でも官房長カンツラウとして登場し、ゴイヒ憲章を布告し、アエネアスとデイドーを物語り、ゴイヒ自由特権なるものを読み上げたりで、仲々に忙がしい。この作品の原型が一五一四年にあったらしい事は既にふれたが、全編の構成上からみても、古い時期に成立した部分(古層)の上に新しい部分(新層)がのっているような感を与える面があるが、今これを分析する余裕はない。しかし最終的な完成が一五一九年頃である事は疑いなく、たゞ右のゴイヒ特権の布告文など当時の官庁語のパロディとなつていて、いかにもその頃の作者の関心が法律関係に傾いている事を思わせるのである。

もっとも序文——『アッホーが原』には序文が二つある。この事もこの作品が一挙に完成したのではない証拠に数えられるかもしれない。ここで触れるのはその二つの中の、第一の序文である。恐らく全篇が完成し印刷業者ペトリに原稿が渡される時期に書かれた、新しい序文であろう——には、こんな一節がある。「そもそも自分は、研学であれ読書であれ、時々諧謔の息つぎをいれることをせず、真面目一方に己れを強いねばならなくなると、真面目な方も長続きしないのだ。」これは恐らく「真面目 ernst」と「諧謔 schympf」に関するムルナーの本心でもあろうが、一方『アッホーが原』の「結び」の章では、真面目な書を五十冊ほど書いて印刷屋に届けても受けとってはもらえない、とかく当世は冗談めいたものばかり好まれる、と嘆いてもいる。少々アンヴィバレントな発言だが、それは著述の手段、即ちドイツ語（通俗語）とラテン語の使用についても及び、ドイツ語で書くのは博士たる者にふさわしくないといふ非難する人が居るが、自分は今迄常にドイツ語で書く傍らラテン語でも書いてきた、ラテン語の方があまり出ないのは印刷屋のせいだ、阿呆物は出してはくれるが、まじめな物はお倉にされる、などと本気とも冗談ともつかぬ弁明がある。「連中にとつては」ムルナー博士のやる事なす事、すべて良からぬ害毒なのだ。とはいえ街路みちを直せば必ず誰かは不平を言うもの。誉める者あれば、譏る者あり、誰にでも気に入るわけにも参りませぬ、という調子で、何やら含むところがあるかのようでもあるが、他面このような弁明は『悪党組合』や『阿呆祓え』にも類例がみられる、諷刺作品のトポスという事もできよう。

ともあれ既にシユトラースブルクである程度完成していたと推定される原稿に更に筆が加えられた『アッホーが原』は、ムルナーのバーゼル市民への置土産の形で一五一九年四月五日出版の運びとなった。その三日後に「真面目な」『法学提要』が刊行された事は、既に述べた通りである。

## 第二節 『阿呆祓え』と『信仰の没落』

一、パーゼルを去りイタリアへ旅したトーマス・ムルナーは、カール帝の選出をきくや、再びアルプスを越え、法学博士の肩書と共に、故郷へ戻った。フッテンの『梅毒特效薬論』をラテン語からドイツ語に翻訳出版（一五一九、八）した事が帰郷後の彼の初仕事であったが、それ以来およそ一年間、彼の著作活動はとどえた。後にはエックやエムザー、アーレフェルト、コホレーウスなどと同様、ルター派の攻撃的となるムルナーであるが、一五二〇年二月にルター派陣営から出された戯曲体の諷刺書『角をそがれた角氏』<sup>カビ</sup>には、未だムルナーの名は言及されていない。既に『宗教改革』の火の手はライプツィヒ論争を経てドイツ全土に広がりつつあったのだが、法学研究に一区切りをつけたムルナーは、この頃漸くルターの著作に目を通し事態の把握に努めていたのであるか。彼が世に問う次の著述は、ラテン語で書かれたルターの『教会のバビロン捕囚』独訳（一五二〇、十、六）に始まる、一連の宗教改革関連文書である。即ち一五二〇年から二年にかけての冬の間、ムルナーは矢つぎばやに、『ヴィッテンベルクのアウグスティヌス修道会のいと博識なるマルティン・ルター博士に対する、キリスト者として兄弟としての警告』（一五二〇、十一、十一）、『マルティン・ルター博士の教義と説教について、その邪推にして全面的には信じ難きこと』（一五二〇、十一、二四）、『教皇制度について、即ちキリスト教信仰の最高当<sup>オースト</sup>局について、マルティン・ルター博士を駁す』（一五二〇、十二、十三）、『ドイツ国民の貴族諸侯に寄せて、キリスト教信仰の保護を勧め、キリストの信仰の破壊者にして単純なキリスト者達の誘惑者マルティン・ルターを駁す』（一五二〇、十二、二四）の四編、及びルターが教会法と教勅を焼いた行動（一五二〇、十二、一〇）に対する『ルター博士が誤れる原因に動かされて教会法を焼き捨てたる次第』（一五二一、二、七）、更には『弁明と抗議、トーマス・ムルナー博士がマルティン・ルター

「博士に反駁せしは不当な行動にあらざる事」という声明文を発表したのである。この最後のものは一五二一年三月八日の日付になっているが、ムルナーがルターに反論した事に対し、後述のように様々な中傷があったのに抗議したのであった。

といっても、ムルナーはあるいはルター派の陣営にたつか、と当初予想された可能性も否定できないのである。彼のこれまでの言動は明らかに聖職界の現状に批判的であった。そのうえ、一五二〇年秋からは最も先鋭なルター派となるウルリヒ・フォン・フッテンの書を、執筆時点では旗幟不明かつ宗教と無縁な内容とはいえ、ともかくムルナーは翻訳していたし、その意図こそ違え、ルターの『教会のバビロン捕囚』をすらムルナーはドイツ語に訳して一般市民の理解に供した。その後間もないムルナーに対する激しい風当りは、諷刺詩人に対する通常のそれに加え、右のような予期が裏切られた事に対する反感も加わっているのかもしれない。

二、聖職界の現状に対するムルナーの批判的傾向は、たとえば彼の作品中でも最もよく知られた『阿呆被え』（一五一一）に既に顕著である。さし当りまず、この点について『阿呆被え』を通観してみよう。この諷刺詩は、全編八八一五行を九七の章に分ち、当代の社会悪や弊害を罪の別名である阿呆の痴態としてとらえ、謝肉祭の阿呆行列の如くレヴェューの如く陸続と展開していく形をとるが、序文や導入部および結びの章を除いた実質的な諷刺部をなす約九十章の中に、聖職身分に関係する章が約三十章近く、特にその中の十二章ほどは、聖職身分プロバの「阿呆」被えという事ができよう。曰く、知識だけ、形式だけの神学者、聖職者。曰く、教会を専ら食いものにしてゐる輩共、たとえば怠惰ゆえに坊主になったり、何も知らぬ少年に聖職禄を与えたり、貧乏貴族が口べらしに娘を修道院に入れたり、自らは職禄を食むのみで司祭の務めは代理にやらせたり、免罪符であれ、十分の一税であれ、聖職禄であれ、た

だ私腹をこやす対象として憚らぬ輩は絶えぬ。或いは制度としての教会に付随し増大する搾取性、不当な文書や破門状、そして専横や酷税による搾取。破戒僧、無学僧、猟官僧、偽善、食欲、破廉恥等々。いうなればキリスト教団は玉石混淆の倉庫のようなもの、とすら断言されている。

もつとも牧師や修道士は、女性や政界人などと共に、古来恰好の諷刺対象ではある。ムルナーが先達として常に意識していたゼバスチャン・ブランドの『阿呆船』の場合にも、聖職売買やシモニー、過当・不当な聖職祿、ただ口腹を満たさんが為に僧籍に入ったり、勤行そっこのけで俗事にかまける聖堂参事会員など、全百十二章中の五章ばかりは、特に聖職界を槍玉にあげている。そのうえムルナーは、ブランドの『阿呆船』から大量に版画挿絵を借用し、『阿呆祓え』のオリジナルといえる版画は僅か十七枚にすぎないし、一見多くの章がブランドに追隨するかのようである。となるとムルナーの独自性を問題視し、ツアルンケのように『阿呆祓え』を『阿呆船』の「奴隸的模倣」とする見解がかつてあったのも不思議はないかもしれない。これに対して両者を詳細に比較対照して、一見似かよったテーマが扱われる、或いは同一の版画が用いられる場合にも、両者の視点や韻律は全く異なるものであり、ムルナーは単なるブランドの模倣的悪流ではない、独自の価値と特性をもつ発展形態である、と論証したのがシェパニエルであった。ムルナーにブランドからの引用が所々にみられ、同一の版画が多く用いられているのも、当時圧倒的人気——一五一年の時点で既に正規に六版を、また海賊版三版、無許可改訂版、羅語訳、低独語訳各一版を数えている——を誇った『阿呆船』を読者一般の知識として前提しえたからであり、その利用は挑発とはいわぬまでも、後継作者ムルナーの並々ならぬ自負を示すもの、と解釈されるのである。実際ムルナーの『阿呆祓え』が、他ならぬブランドが市参事会書記官長カントラー（官房長）を務めるシュトラーズブルクで出版されている事実をみても、もし事情が逆であればありえなかったであろうと思われる。

それではブランドとムルナーの作品にどのような違いがあるのだろうか。少し綿密に読みくらべると、形式や価値基準もさる事ながら、何よりもまず諷刺内容の具体性ないし素材の鮮度ともいふべきものが、両者において異なる点が目につくであろう。即ちブランドのそれが多く書物からの知識に頼る講壇的な社会道徳諷刺であるのに対し、ムルナーのそれは書物の知識は極力おさえられ、経験的な裏付けを窮わせるに十分な生々しい現実諷刺が多いのである。恐らくそれはムルナーが民衆と常に接し説教をする伝統のフランシスコ会に属した事と無縁ではあるまいが、このような素材の鮮度の違いはまた、その説法、即ち文体の相違とも対応している。ブランドが「かような者は阿呆なり、即ち…… (Der ist ein Narr, der/dem……)」とまず宣告した上でやや衒学的ないし書物知識的な事例を名詞・個有名詞を中心に列挙する形式をとるのに対して、ムルナーの説法はあるいは対話調で、あるいは訴え、ぼやき、あるいは格言をもって始まるなど多彩であり、その例証も時には逸脱もしかねぬ程に具象的で生々しく、随所に俗俚や民衆的言い回しが含まれている。聖書や古典古代その他の世界の人物名の引用をみても、後者の場合ごく限られた数におさえられているのに対して、前者は正に当代の知識階級の博学傾向を反映してか、時には数行ごとく個有名詞で埋められている例すらみられる。換言すれば、前者は静的で名辞的文体であり、後者は動的で描写的文体といえよう。このような相異は基本的には、諷刺対象に対する両者の精神的距離と姿勢のちがいに帰因するものと思われる。ブランドのそれが『阿呆船』という庶民的表題と形式、そして自らも作中で阿呆を称する画期的姿勢にも拘らず、本質的に合理主義的で謹厳な教師調であるのに対し、ムルナーのそれは、最終的に説教師気質ないし臭きこそ否定できないにせよ、「兎を追い吠えたてるサタイヤー精神」のみならず、自ら「兎と共に駆けて興じるユーモアの精神」が多少泥臭い機知ツツメと競いあって随所に頭をもたげている、といえようか。

ブランドとの作風のちがいが、及びムルナーの特徴をみる為に一例を挙げてみよう。『阿呆船』第三十章(三行ブラ

ス三四行)は聖職者の過当重複禄を諷刺するのだが、型通り「かようなものは阿呆なり」と切り出し、即ち既にひとつ聖職禄を有し、それ一つですらきちんと務めを果たせぬくせに、更に幾つも荷(聖職禄)を欲張り、重荷に喘ぐロバ同然(の愚か者よ)、と主題がまず四行で提示される。以下、聖職禄一つで十分暮しに足る事、それ以上を求め、る者は盲い、平安を失ない、底なし袋同然で、最期はぼっかり口あける地下納骨室に落ちるが必定。ところが当節は、重複禄取得許可とか収益統合といった便法があり、シモン、ゲハシの仲間が多勢。地獄に墮ちれば不在職禄六つより現地職禄に重味があるのを知る事だろう、という具合に続いて、理路は整然としているが少々単調、庶民にはなじみの薄い専門語がしばしば顔を出している。これに対して、『阿呆祓え』でこの章に対応するものを求めれば、さし当りまず五三章(四行プラス六五行)があげられよう。この章の版画は細部を除けば『阿呆船』第三十章のそれと全く同一で——因みに一五二二年に刊行された『阿呆船』第五版は『阿呆祓え』同様シュトラースブルクのマティス・フツブ印刷——又、章のタイトルは「ロバに荷を積みすぎること」とあって、無能な者が重い責任を負いたがる愚——具体的には聖職禄および都市の官職——を諷刺している。つまりプラントの場合は冒頭から主題とその展開が過当重複禄に限定されているのに対して、ムルナーのテーマはより一般的な装いのもとにあらわれる。その出だしの、この地上には何十万のロバ共より、もっと重い荷にも耐え脚も早い動物が居るというのに、鈍重で欠陥だらけのロバが幅を利かすとは不思議でならぬ、云々は明らかにプラントをふまえているのだが、第一九行目に至って漸く「聖職禄」の明示がある迄、諷刺の矛先がどこへ向くのか、予断を許さないのである。しかしひとたび(ロバ同然に)無能な聖職者が対象となると、その叙述はリアルで具体的である。歌ミサはできないし、説教もまともにできぬ主任司祭やら、典礼や説教の必要には人を雇って代役を務めさせたり、典礼書の該当箇所をいっかな見つけ出せない司祭が少なくな、い実状が如実に示されるのである。次いで五四章「鼻づらをひきまわす」(四行プラス六六行)が追い討ちをかけ、

教会財産の利子や地代は着服しながら、ミサや時禱は代理に任せ、おまけに代役料は僅か数クロイツァ、靴一足に帯ひも一ダースばかり、食卓と寢所の享樂は自ら味わう、などという困った例が提示される。代役すなわち補祭は貧しいゆえに正規の職祿を購えず、金があり欲がある者がローマから聖職祿を買い貧しい者をおしのける、というわけであるが、この代役が雇主に代って耕す馬にたとえられ、雇主（聖職祿を保持する名目的司祭）をロバにたとえた前章との対応を示すのである。しかし不当な聖職祿取得に対する攻撃はこれだけにとどまらず、第三章（四行プラス百三十行）「聖なる財産」に於ては、貴族の教会財産蚕食、聖職祿の売買、そして特に高位聖職者の実態が痛切に諷刺されている。例えば、司教の地位につく者はいつの間にか貴族のみであり、そのうえ司教領主の権限、収益、職祿等一切を享受しながら、ミサを歌い説教をし秘蹟を授けたりする僧侶の務めは貴族たる者、侯たるものにふさわしくない、と称して専ら代役に任せきり、曖昧裏に補佐司教（ツヴァイレンツ）なるものを作りあげている、と、ムルナーの聖職界の現状批判は赤裸々である。

三、ブランドの『阿呆船』は、世相と人性の諸々の欠点を、中世教會的に罪とみなし厳しく断罪するというよりも、痴愚、阿呆としてとらえて、ペテロの船（教会）ならぬナラゴニア（阿呆国）行きの船に乗せ追放する、という趣向であるが、同様の世相・人性にひそむ痴愚阿呆の類を、いわば憑きものとして、悪魔祓いならぬ阿呆祓えの法で追い出してみせよう（Beschwören）、というのがムルナーの『阿呆祓え』の趣向である。もっとも、この技法を修得する為「諸国を遍歴しきたり、阿呆団中の一阿呆の身にして、今は名人にこそなりにける。」と作者は「緒言」で戯れ誇っているが、これが実際どのような技法なのか、当然の事ながら判然とはしない。後の『ルター派大阿房』では呪文が唱えられて一応それらしい恰好がついているが、『阿呆祓え』では僅かに、九三章「阿呆の小水を検視する次第」、

九四章「浄めの水」、九五章「阿呆の懺悔」、九六章「贖罪」等によって、謝肉祭劇の阿呆の治療（切除）及び教会の諸儀式が、ムルナーのイメージにあるらしい事を知るのみである。

それでは「阿呆祓え」*Narrenbeschabung* という表題と趣向が、単に便宜的なものにすぎないか、というと必ずしもそうとは思われない。ムルナーと直接関係があるかどうか不明だが、当代の大学者アグリッパ・フォン・ネットスハイムの『神秘哲学あるいは魔術の書』に、「ベッシュヴェーレン」を論じた一節がある事、またカトリック教会には降魔術ないし悪魔祓いの儀式があり、下級聖品に祓魔師（*Exorzist*）という品級（身分）がある事、そしてフランシスコ会士トーマス・ムルナーが一五〇八年にフライブルクで行った詩学講義に「ベッシュヴェーレン」関連概念がみられる事が、「阿呆祓え」に単に便宜的でないし『阿呆船』のもじり以上の意味を付与する、と筆者には思われる。

フライブルクでの講義はムルナーのいわば文学観を表わしたもので、その講稿は翌年シュトラースブルクで印行となったが、ライナー・グリーエンターによると、その第二部第一六〜四二章はアウグスティヌスの『キリスト教の教え』（三九七年）からの引用から成るものである。即ちアウグスティヌスは同書四卷第四章において、キリスト教の教えを聴く者は、ただ知を開示されるのみならず、その知を実行に移す事を躊躇逡巡せぬほどに、深く内的にとらえられなければならない、とし、その為には強力な説諭が必要であるから、「obsecrationes」「Inreparationes（叱咤譴責）」「conciationes（攪拌扇動）」「coercitiones（懲戒断罪）」も許される、というよりむしろ必至である、としている。換言すれば、説く者は聴く者の魂をゆり動かし捉えて放さぬ説法を求められているのだが、ムルナーはこれを自己の文学観の礎としたと考えられるのである。聖職にある身にして「世の流れ *der weite laut*」を描き、「戯れと戒め、諧謔と真剣 *schympt und ernst*」をめぐって覚醒を促そうとする『阿呆祓え』はまさにその実践であったと思われる。

というのも、右に引用したアウグスティヌスの説法論における「オブセクラティオーネス」という言葉には、しばしば「ベシユヴェールング」というドイツ語の訳語が与えられ、しかもこのドイツ語には、「懇請、切願」という語源的意義と並んで中世以来、霊的なものを呪咀まじないによって呼び出す及至消え去らせる、即ち「祓い清める事」という意義が加わっている。ふつう「懇請(願)する」という意味に対応するラテン語は *obsecrare* であり、「まじないをする、祓う」に対応するのは *incantare* であるから、アウグスティヌスの意は明らかではあるが、右の両義がドイツ語では *Beschwören* の一語に含まれる事が、ムルナーをしてその名詞形を表題に選ばしめた一因ではなからうか。そのうえ当時の表記法では、現代ドイツ語で *beschwören* と *bescheren* (中高独語では *besweren* と *beswaren* にあたる二つの単語が、しばしば同一の表記、即ち *beschweren* をもって表わされていた。前者の意義は既に述べた通りであるが、後者は「負担をかける、圧迫する、苦しめる」及び再帰動詞として「苦情を述べる」の意をもち、ラテン語の *bravare* がこれに対応する。特に十五・六世紀にはこの動詞の派生語 *Beschwerden* (*Gravamina*) が「苦情、抗議、非難」の意で国会決議などに頻繁に使用された事は周知の通りであり、又その人称名詞 *Beschwerer* は「苦情を言う者」の意味がある。ムルナーが自ら *der narren bschwerer* (1) と名乗るとき、阿呆をまじないで呼び出し祓い清めるばかりか、苦しめる、という意味も含ませた言葉のあやが感じられるのである。

カトリック教会には今日でも「エクソルツィスミス(悪魔祓い)」の儀式が存在する。実際に行われるのは極めて稀であるにしても、特に司教の特別許可を必要とする「大悪魔祓い」は、憑きもの、悪魔を祓い清めるものとされ、一九七〇年代に於てもヴェルツブルク司教区でその一例がみられたのである。レーリヒが指摘するように、阿呆、痴愚も悪霊のなせる技とみなせば、「阿呆祓え」は又、エクソルツィスミススの一種としてカトリック的風土になじみやすいわけであるが、「戯れと戒め」の『阿呆祓え』を考える上で、もうひとつ忘れる事ができないのは、ムルナーの

育ったシュトラースブルクの二人の宗教人であろう。即ちそこでは、既にガイラー・フォン・カイザーズブルクが、ブランドトの『阿呆船』に題材をとって大聖堂で熱烈な説教をし評判をとっていたし、また笑話の中に教訓を盛った短編集『戯れと戒め』(一五二二)の著者ヨハネス・パオリは、ムルナーに先立ってシュトラースブルクのフランシスコ会修道院長を務めていたのであった(一五〇六―一五一〇年)。『阿呆祓え』の企てが生まれ育つ土壌が当時エルザスには十分にあったといえよう。

四、一五二二年春、トーマス・ムルナーはその作品中唯一抒情性の濃厚な詩を書き——伝えられるところでは——盲目の老芸人にこれを託して巷に流した。俗謡『ブルダー・ファイト(傭兵の歌)』を本歌とし、「きいてくれ、私はうたう、ブルダー・ファイトの調べによって、悲しや今、世に起りつつある、前代未聞の事共を」と詠われる、一節八行、全三五節二八〇行の交韻詩『新しい歌 キリスト教信仰の没落が事』(以下『信仰の没落』)がそれである。

この詩をムルナーが書く事になる直接的動機は、元アウグスティヌス会士ミヒャエル・シュティーフエルの『ルターの真正キリスト教に関する並外れて美しく含蓄ある歌並びに注釈』と題する信仰告白詩ないしプロバガンダ詩によって与えられた、とされている。元々やや神秘主義的傾向のあったシュティーフエルは、ルターに熱烈に帰依して一五二二年の五月ないし六月に、エスリンゲンのアウグスティヌス派修道院を去る。この詩はそのシュティーフエルがまだ在院中に作ったとされるが、『黙示録』第十四章の福音を伝える天使の飛来をルターの頭上に模し、ヴィッテンベルクをイェルサレムに擬して、あたかも喜悦にむせぶかのように「夜明け」の到来をうたいあげたものである。もともと全三二節二五六行のこの詩の後半は、十戒の解釈を無理に韻文化した冗長な説教にすぎないともいえるが、シュトラースブルクのヨージョットの印刷により発表されて以来、シュトラースブルクで六版、アウクスブルク

で六版と、「ブルダー・ファイト」の調べにのって南ドイツに広く流布したのであった。

これを意識して書かれた『信仰の没落』は、いわば護教詩であり、ムルナーの信仰告白である。しかしこの詩における作者ムルナーの姿勢は、決して狂信的ないし居丈高ではないし嘲笑的でもない。むしろ全体に、キリスト教界の現状に対する嘆きと一種沈鬱悲愴な覚悟の思いが漂っているように感じられる。教皇、皇帝、司教、枢機卿の権威は失墜し、聖職者同志の不和や嫉妬や憎みあいや俗人の失笑をかって、牧師選任権の要求や聖像破壊の動きが伝わり、反乱の気運が各地に漲っている。教会は今迄信者の目を晦ましてきた、司祭は魂のない輩、とすら攻撃される悲しむべき状況、しかもその責任は「我らに」帰すべきもの、贖宥状の一件は「彼ら」に教えるのだ、非難すべきことを。彼らが訴える悪弊、「その擁護は名譽をしる者には不可能」である、とムルナーは認める。だがそれにも拘らず彼はまた抗訴する。建設に一五〇〇年かかったものも、破壊には数年で足りよう、騒擾はひき起すのはたやすいが、収束は容易ではない、その発端は人の手によるといえども、終末は神の御手にある、もしいま神が見放されれば、ただ信仰の没落あるのみ、であると。イエススの御世以来キリスト教にとって最大の危機を迎えた今このとき、反対者の群が益々大きくなり、来世が忘れられ、信仰が衰退しようとする今このとき、自分は古くからの信仰の側に立ち、<sup>ノイエレン</sup>交革にあらがい、守れる限り戦える限り、誠実な男として為し得る全てを為そう、云々。

ムルナーの立場が伝統主義である事は右の概観からも既に明らかであろう。『信仰の没落』からは更に、万人司祭説の否定、秘蹟<sup>ミラクル</sup>や聖母像の擁護、教皇および教権制度の弁護などを読みとれる事ができるのであるが、その主張は決して教条主義的な表現に陥っていないと言う事ができよう。それはこの詩にルター派にとって由々しい「危険性」を感じた他ならぬM・シュテューフェルが、たとえば教皇制度などについてムルナーの考えを大きく誤解している事からも窺える。即ちシュテューフェルは『阿呆猫博士の虚偽の歌』<sup>ムルナル</sup>に対して、エスリンゲンのシュテューフェルの解釈お

よびキリスト教的注解』において、その誤解ないし曲解と人身攻撃を公けにしたのであった。ムルナーも又それに対して更に『ムルナー博士の弁訴と釈明』によって竹箆返しともいふべきものを書いたが、誤解の中でも特に、カトリック教会と信仰の伝統を讃えた部分がローマ教皇讚美と即断されている事に、強いいらだちを示している。たとえば『信仰の没落』第二節の「教皇は追いやられ、何の冠ももはや戴くことなく」という句について、これを教皇に対する個人崇拜と非難するシュティーフエルの誤解を拒け、「教皇の冠」は教皇個人ではなくキリスト教界全体を飾るものである、と弁訴釈明し、キリスト教信仰の讚美を教皇讚美と曲解する「汝(シュティーフエル)は阿呆か、はた神か」と切り返している。総じてシュティーフエルは、熱狂の余りルター自身の著述や主張も十分には咀嚼していなかったようで、ミサや秘蹟に関するルターの考えも誤解して、かえって反対者ムルナーにそれを指摘されてすらいる。運動が熱狂の様相を帯びるときにはありがちな事ではあるが。

聖職者の墮落を含め現実のカトリック教会に否定しがたい弊害の存在する事は、既にみたように(第二節二)ムルナー自身つとに認識するところであった。それゆえムルナーはルターの批判に対しても一定の共感すら示すのだが、それにも拘らず彼がカトリック教会への帰依を放棄しないのは、その人の性向や既往の人生体験はさておくとして、教皇をはじめとしてカトリック教会の教階制と権能は、千五百年——とムルナーは言う——の歴史が示すように、聖職者個々の品質に本質的には左右されないとする宗教的確信ゆえであり、悪弊を正すに急で信仰そのものを亡してはならない、というのはそも現世・地上において善悪が共に存在するのは神の意志である、とする実にカトリック的信念のゆえであろう。

同時にムルナーは自陣営の劣勢をあたかも既に感知していたかのようなのである。『信仰の没落』の最後は、闘志と万一の覚悟が奇妙に交錯した数節が続き、神の慈愛を呼びかけ、自らの名をしるして、ひっそりと終っている。それは

このような詩の結びにおけるトポスの側面をもつとはいえ、居丈高な呼号よりも読む者に共鳴を感じさせる。

### 第三節 『ルター派大阿房が事』

一、一五二二年十二月、トーマス・ムルナーは本文約四八〇〇行、序文および版画五二葉をもつ諷刺詩『ルター派大阿房が事 Von dem grossen Lutherischen Narren wie in doctor Murner beschworen hat』を上梓した。版元は當時十余軒を数えるシュトラースブルクの印刷業者中、唯一カトリック系にとどまったヨハンネス・グリューニングであり、刊記には「聖ルチアとオテーリエの日の次の金曜日」(十二月十九日)とある。そこには更に「印刷は皇帝兼スペイン国王陛下の認可を得たものにして、向う五年間帝国内において複製・販売を許さず、違反者は金十マルクの科料云々」とうたわれているが、発売後旬日を経ずしてこの書自体が市参事会によって、販売禁止・没収破棄の処分をうける事となった。即ち十二月二日に参事会に対し告発があり、同二七日に市中の他の印刷業者達と共に市政庁に呼び出されたグリューニングは、以後ルターに関して、悪意の有無に関わらず、一切の諷刺書、誹謗書の類を印刷すべからず、という一般の警告を受け、同時に、本書の残部を焼却処分の為提出すべし、という命令を受けたのであった。既に売却済みの書の回収も試みられたが、在庫の一部は秘かに市外へ搬出され、若干訂正(刊記および本文二箇所)された上で地下販売されたものと推定されている。上掲の印刷認可をうたう刊記をもった初版以外に、「印刷によって糊口をしのぐ以上云々」という、印刷業者の立場から釈明を加えた刊記をもつ版が存在するからである。

本書の表題は『ルターの大馬鹿』などと訳されている例もあるので、あえて『ルター派大阿房が事』とした理由をさしあたり述べておく必要があるだろう。原題がそもそも誤解を招き易いのだが、その理由は「ルターの」とも「ルター

派（主義者）の」ともとれる Lutherisch という語が含まれているからである。とはいえ、この作品が諷刺し戯画化しようとする主要対象は、本来ルター個人ではなく、その教説のもたらすものであり、就中その——ムルナーの意見では——付和雷同的信奉者である。つまり Lutherisch は「ルターの」というよりは、「ルター派の、ルター党の、ルター主義者の、ルター・シンバの、ルターかぶれの、ルターに憑かれた」という意味と考えられよう。次の Narren 自体は「馬鹿」「瘋癲」「道化」と訳す事も可能であろう。しかしこの語はゼヴァスチャン・ブランドの『阿呆船』をはじめとし、現代の謝肉祭の仮装行列に至る迄、「アホー」「阿呆連」「阿呆講」という呼称がほとんど定着しているように思われる。その上で『阿呆祓え』——因みに「祓い」とせず「祓え」としたのは、江戸時代における所ばらいの罰に「阿呆ばらい」がある為——との連続性を考えねばならないが、「呆」に代えて「房」を用いる理由は、後述のように、阿呆が巣くう大阿「房」というほどの意味である。つまりこの大阿房のイメージは種々の阿呆を内にふくんだ「トロイの木馬」の如き、ネプタ祭の組みねぶたの如き、ローゼンモンタークに引き回される仮装大人形の如きものであり、このようなイメージを直接換起した事件として、一五二一年乃至一五二二年の冬にムルナーを揶揄する猫の首をもった大人形がシュトラースブルクで引き回されたらしいことが、本文中で暗示されている。「……について、……論」の意の Von は、ラテン語の de に対応するものとして『四人の異端者が事』において、ムルナーのドイツ語韻文作品の処女作で用いられたものだが、彼のいわば最後の文学作品において再び登用された事は興味深く思われる。先に示したように、副題のようにして繋がる関係文「ムルナー博士の祓い清めたる」をも考慮して、筆者はあえて「……が事」としたものである。

『ルター派大阿房が事』の構成は、散文の序文、対韻（一部は三行同一韻）を連ね全四七九七行ないし五九章から成る本文、および刊語、版画（五二）から成っている。本文のあらずじは次の如くである。

阿呆敵えの術師ムルナーが、体は修道士、頭部は猫の姿で登場し、十一頭立てのそりに乗る大阿房に呪詞をなげかける。術の力によって大阿房の体内から、トロイの木馬のギリシャ兵よろしく、隠れていた多数の（ルター派）部隊が出現し勢揃いする。陣容を整え、旌旗を揃え、大将にルターを選んで、改革に抵抗する相手方に三次の大攻勢をかける。一次、二次の攻撃で修道院と城塞は陥るが大した成果もなく、いよいよ最後にムルナーがとじこもる城（シユロス……鍵の意も懸けたものか、ペテロの鍵を念頭にして）を力攻めしようとするが容易ではない。そこで、ドイツ人同志血を流すのはやめよう、とルターがムルナーと交渉し、宗旨がえするなら己が娘を与えようという提案する。呆気なくも目出度くも、和平なつて、ムルナーはルターの娘に月夜のセレナード。婚礼の宴あり、舞踏あり、いざ新床となったところで、ルターの娘が一大告白、自分の頭には人に知られぬ大きな黄癖（エルブ・グリント）がある、云々。たちまち花婿ムルナーは花嫁をたたく出し、婚姻が秘蹟でない以上、罪にはなりますまい、あのように汚く臭いものと手を切っても、と岳父ルターに聞き直して宣言する。ルターはその後急に衰え末期の床につき、つき添うムルナーに告解、聖体拝受、終油の秘蹟を勧められつつも、拒みとおして息をひきとる。秘蹟をうけぬまま死んだ以上とばかり、その屍は猫の大合唱に伴われて「シャイスハウス」につきおとされて葬られる。次いで急激に弱まった大阿房が往生し、残された遺産、即ち阿呆帽（道化のキャップ）をめぐって一悶着の末、最大の阿呆としてムルナーがそれを獲得する。

このように荒筋だけを追うと、『ルター派大阿房が事』はまことに他愛ない、というより信教に関わりない立場からみても、あまり後味のよくない傾向文学的側面をもつ、といわざるをえないかもしれない。しかしながらこの作品が、ルターの投じた信教上の一石を契機に様々な要素を含んだ熱気が横溢したドイツの、罵詈雑言も物ともせぬ論争の風土の、そして文化史的には所謂ゴピアニスムスとやがて呼ばれるすさまじい咀嚼力の時代の、産物である事も

忘れてはなるまい。一五一八年から一五二四年迄の僅か七年足らずの間に凡そ二千編もの論争文が公刊され、一五二二年には又、ローマ派を諷して死者の肉を切りとり饗宴をひらくものとす謝肉祭劇すら出版された時代であったのだ。ムルナーに即していえば、一五二〇年の冬の始めに彼がルターに反対の立場を明らかにして以来、大勢が徐々に宗教改革に傾きつつあったシュトラースブルクを中心にエルザス、南西ドイツの各地から、匿名、変名による、諷刺、中傷、揶揄、誹謗文書の集中砲火が浴びせかけられたのである。彼はさなきだに攻撃的になりやすい托鉢修道会に属する上に、「雄猫」や「阿呆」<sup>ムルナー</sup>ともじるのに恰好の名をもつ男であった。『ルター派大阿房が事』はそれら種々雑多の個人攻撃に対する竹篋返しであり、作者の工夫はいかにして複合的反撃の可能な筋立を構成し、戯画的描写中にいかにして自己の真意を伝えるか、という点にあったと思われる。

それゆえこの作品は針ねずみのように武装し随所に刺を含んでいるのである。その逐一の指摘はテキスト対照の詳細な注釈によらぬ限り不可能であるが、以下にさしあたりムルナーの念頭にあった反撃対象の主なものを列挙しておくと思う。

一五二〇年は、その年の夏ルターに対する破門警告教書が発布される一方、秋からフッテンのドイツ語による反教皇文書が矢継ぎ早に公表され、又『キリスト者の自由』等三大文書を発刊したルターは十二月十日遂にヴィッテンベルクのエルスター門外で教会法と教書等を焼き捨てるなど、ランケのいう「完全な反逆」が始まった年であった。宗教問題に関し沈黙を守っていたトーマス・ムルナーは、この状勢の下でこの年十月から翌一五二一年二月にかけて、五編のルターへの反論を書いたのだったが、そのムルナーを嘲るように早くも十二月末に『キリスト教徒の弁護』と題するラテン語文書が現われた。ムルナーがその反ルター論をドイツ語で書いた事を人文主義に悖るものと非難し、反論の論拠にも説得力がないと咎めた上で、ムルナーの氏姓を「阿呆猫 (Murr = Narr) ——これだけではドイツ語

によつてゐる——ともじつて揶揄したのである。次いで一五二一年一月には『怪獣<sup>レビヤタン</sup>ムルナー、世に欲深阿呆ないしがチヨウ説教師とも言われたる』と題した対話体の誹謗文書がシュトラースブルクに出現し、ムルナーは猫の頭をもち毒を吐きちらす怪竜姿に描かれる。本文もさる事ながら、この版画が多くの人目に焼きつけられて、以後のムルナーにつきまとうのである。一五二〇年と一五二一年の交にあらわれたこの二書は、前者が Mathians Grindus Augustensis 後者が Raphael Museaus という名を表にしているが、バオル・メルカーによると実は両書共、一五二五年にシュトラースブルクへ移住した学識法曹ニコラウス・ゲルベルの作であるらしい。宗教的なものに加えて様々な反撥の動機があつたと想像されるが、『怪獣』は特に数少ないムルナーの伝記資料のひとつとなつてゐる。

一五二一年一月初めには、ムルナーを嘲弄する文書中でも最もポピュラーな『カルスト・ハンス』が現われている。一見愚直で知識こそ乏しいが分別を備えた農民カルスト・ハンス、その息子でケルンの大学で神学などを学んできた学生、それにムルナーとルター及びメルクリウスが登場する問答体のこの文書に於て、ルターが「神のような」と讃えられるのに対し、ムルナーは野良猫まがいの扱いをうけ、「神学」にあらずして「阿呆学」である、臭気ふんぶんは「廁」の辺りをさんざ走り回つたからだろう、と極付けられ、揚げ句の果て、あの猫を吊せ、などとさんざんな目に会わされている。土をこなす二股の農具カルストを持った「カルスト・ハンス」はこれよりルター派農民の代名詞のようになるが、ムルナーはこの文書の発禁・没収処分を求めて、一月十三日に市参事会に提訴する。しかし何ら実効的措置もとられぬままに時が経ち、結局ムルナー自ら三月八日に、『弁明と抗議、トーマス・ムルナー博士がマルティン・ルター博士に反駁せしは不当な行動にあらざる事』と題した声明書を、市中十二ヶ所にはり出したのであつた。この『カルスト・ハンス』の作者をムルナー自身はウルリヒ・フォン・フッテンと思ひこんでいたようであり、ベッキングの『フッテン全集』にもそれは Dialogi Pseudohutentici として収録されているが、その後の研究によつ

てフッテン作者説は否定され、ザンクトガレンのヨアヒム・ヴァディアン（ヴァットあるいはヴァディアヌスとも）とする説がほぼ定説になっている。但しヴァディアンは当初ルターとローマの和解を可能と考えており、早くとも一五二二年半ばに至って始めて決定的にルター派に加担したという。『カルスト・ハンス』が一五二一年初頭に出版している事を思えば、ヴァディアン作者説になお若干の疑問の余地があるが、その一方、彼が一五二〇年に公刊した『狼の歌』タイトル・ページ版面には、教皇をとりまく諸卿にまじりラウテを弾く猫首の修道僧の姿が猫かれている。これが印刷者の自由裁量によるものでないとすれば、信条の問題は別としてヴァディアンにはムルナーに含むところがあった、とも考えられる。

一五二一年四月、かの歴史的なヴォルムスの国会が開かれようとする時期に、アウクスブルクで『シモン・ヘッスとマルティン・ルターの対話』という架空問答書が現われた。篇中ムルナーの法学博士号取得に關して些か姑息な中傷が加えられている事は、既に述べたが、作者はウルバヌス・レギウスである。

この頃には又、ムルナーが十三年前に公刊した『ドミニコ会の四人の異端者が事』が無断で復刊されるのだが、例の如く猫の頭と尾をもつムルナーに下帯をもたせた戯画と『怪物ムルナー』をもじったざれ歌が添えられた。発行はシュトラースブルクのルター派印刷業者ヨーハン・ブリュースであり、ローマ派すなわち反ルター派陣營の攪乱を意図した復刊と思われる。「下帯」はムルナーが情事の途中で下帯をもつて逃げだす目に遇った、という恐らく根も葉もない噂話からきており、雄猫オスネコの連想からムルナーにまつわるこの種の中傷的ゴシップが絶えなかつた事は、『ツインメルン年代記』からも窺える。

一五二二年には既に述べたミヒアエル・シュティーフエルが『阿呆猫博士の虚偽の歌に抗して』によって、ムルナーの『信仰の没落』に対する過激な反応と敵意を示す。ひもにつながれた猫の版画や『ユダの歌』のパロディがここ

でも利用されている。

以上は直接ムルナーを攻撃する主な文書であるが、これとは別に一五二一年十月にエーバーリン・フォン・ギュンツブルクの『十五の同盟』が刊行されている事もここで触れておく必要がある。これは単なる諷刺書というよりも改革の提議をも盛って逐時発表されたパンフレットを合冊にしたものらしく、具体的な宗教界改革、特に修道院の改革ないし地域共同体社会への還元をラディカルに主張するものである。エーバーリンは元フランシスコ会士で、ウルムの修道院に所属していたが急激にルター派に傾いた為に、一五二一年六月に除名された人である。修道院や教会の現状に対するその主張には、『阿呆祓え』などの諷刺と相通ずる面が少なくないだけに、これを手にしたムルナーは複雑な思いであったかもしれない。『ルター派大阿房』の中では、約五分の一（九二八行）が『十五の同盟』のパロディに費されている。

二、前項にあらすじを示したように、『ルター派大阿房が事』はある程度演劇的な進行形態をとっている。即ち、まず「ムルナー」自身が登場し、阿呆祓えの術を「大阿房」にかける。術によって追い出されたルター派阿呆の軍勢が陣容を整えローマ派を攻めたてる。「ムルナー」はいつのまにやら防戦側の拠点にあって頑強に抵抗、攻撃側の大将に選ばれていた「ルター」が、その「難攻不落のムルナー」と交渉の末、状況一転して和議。「ルター」の娘と「ムルナー」の結婚となり、その破綻となり、「ルター」の死となり、「大阿房」の往生という具合に、いささか無連絡に続いて、大阿房の遺産相続者決定の場をもって一卷の終りとなる。ところが奇妙な事には、死んだはずの「ルター」まで、この相続争いに加わるのである。諷刺というものは本質的に特定ジャンルに制約されない点を考慮にいれても、この構成は一見矛盾しており、そのうえ後述のように「ルター」の扱いに前半部と後半部の間に不整合が存在するよ

うに思われる。

これを作者メルナーの構成力欠除や推敲不足、あるいは矛盾を内包したままの段階的成立過程等に帰することは容易であろう。たとえば『メルナー・ドイツ語著作集』の編者で『ルター派大阿房が事』に詳細な注釈を施したパウ・メルカーは、「全体の構成に留意するのはメルナーの作風ではなく、個々の部分の「有機的連関にはメルナーは通常ほとんど無頓着」であると断定している。彼によれば、『ルター派大阿房が事』の場合はむしろ構成に配慮がなされている方であり、互いに矛盾する二つの基本的動機（枠組のモティーフ）を少くとも外見上結合しようとする努力が中盤でなされている、と評される。ここにいう二つの基本的動機とは、阿呆祓えのモティーフと合戦のモティーフで、メルカーによれば、この作品は一五二一年春から一五二二年秋まで、時期的に五つの段階を経て成立したもので、その為当初（一五二一年、春）この作品に基本的枠組を与えるはずであった阿呆祓えのモティーフが八三三行以降の「十五の同盟」のバロディの過程で一時間却されて合戦のモティーフにとってかわられ（一五二一年、秋〜一五二二年、春）、二四七九行に至って再び浮上して両者はともかく形式的に結合されるといふ（一五二二年、夏）。しかしそれもつかの間、三七〇七行で「ルターの娘」が言及されるに及んで、阿呆祓えとは全く無関係な悲喜劇風家庭劇に進展し（一五二二年、秋）、「ルター」の死に続く「大阿房」の最期の場面に至って、辛うじて当初の基本的動機が再生する。死んだはずの「ルター」が再登場する（四七三一行）「矛盾」も、このような段階的成立過程と構成に無頓着なメルナーの作風のもたらすものと、メルカーはみなすのである。

作品の構想が時間と共に変化し膨張した事はある程度想像できることである。およそ四八〇〇行の諷刺詩は一朝一夕に仕上がるものではないからだ。しかしながら、この作品がメルカーのいう通り約二年間にわたり、いわばプロック的に成立し機械的に継ぎ合わされたものであるのかどうか、また完成した作品の構成が即ち書かれた時期の順をあ

らわすものかどうか、筆者には再検討の要があると思われる、又いかにムルナーが一六世紀の、それも近代的專業作家ではないからといって、右のような「矛盾」に全く気づかぬという事はありえぬように思われる。にも拘らず「矛盾」が放置されているとすれば、それは一九世紀の合理主義とは別の視点ないし原理の存在を仮定する必要もあろうかと思われるのである。メルカーはこの点やや性急に、ムルナーの作風を断定し、完成作品の個々の部分の配別順位と成立時期上の順位を単純に並行対置させたうえで、構成の欠陥と「矛盾」を難じているように思われる。彼がムルナーの不精確さを示す一証左として挙げているものに、第一六二行の「十四年前」小阿呆破え云々、という一節があり、これについては必ずしも不精確とは断定しえない事を第一節二において述べたが、約二年間にわたるとされる執筆の開始時期についても、一五二一年春とする前提に無条件に従うわけにはいかない。次に成立時期を推定させる箇所をテキストから摘出して検討してみよう。

(1)序文には二つのヒントが含まれている。その第一は、「かかる私の反論に対し、マルティヌス・ルターはある特別の書に於て私に返答し」云々という件りであるが、これはルターの所謂『ライプチヒの山羊エムザーの著書に対する回答』に付説として付けられた「ムルナーに宛てて」を意味すると思われる。その巻末の日付は「一五二一年三月末日」となっているが、これが脱稿のそれであれ印行のそれであれ、ルターはこのあと間もなく、ヴオルムスの国会へ向けて歴史に残る旅へ出発したのである。ムルナーがこの「返答」をいつ目にしたのか不明であるが、少くとも一五二一年の四月以降である事は疑いの余地がない。

第二点はより複雑である。右の引用のあとでムルナーは、彼が問題とするのはルターの教説であり決して個人的中傷ではないにも拘らず、ルターが彼ムルナーの姓を揶揄した事、そのうえルター派の人々からは「教皇の太鼓持」、「猫」、「怪物」、「下帯」等々、前項に解れたような様々の誹謗文書があった事を述べている。ここに挙げ

られているものは、いずれも一五二〇年末から二一年中の刊行物である。そして「彼らが(そういう攻撃を)い  
 ずれ自ずと中止するものと」思っていたところ、「連中は(やめるところか)改めて事を始め、私を巨大な阿呆  
 に(ein Grosen mechtigen narren)仕立てあげたのだった。」この部分は、その直後に印刷出版業者と攻撃文  
 書の著者達に対する皮肉を含むゆえ、第一義的には一五二二年春以降に再び始まったムルナーに対する文書攻撃  
 を意味しようが、同時にその頃シュトラースブルクで實際起ったとみられる一事件を示唆しているとも考えら  
 れるのである。それは即ち本文中でも度々言及ないし暗示されている、猫の頭をしたムルナーの大人形(Grosen  
 narren)が雪の中を引き回されたという事件である。問題はそれが一五二一年かその翌年かという点である。

「謝肉祭(の戯れ)とみなす」というムルナーの言葉通り、このムルナー人形引き回しが厳密な意味での現在の  
 謝肉祭期(バラの日曜日に続く月曜、火曜)に行われたとすれば、可能性は一五二二年より一五二一年の方が強  
 いといわなければならない。というのは一五二二年のそれは三月九日、十日にあたり、当時のユリウス暦は現行  
 グレゴリオ暦にくらべ十日近くずれ(遅れ)ているから、現在の暦でいえば三月下旬近くになる。それに対して  
 一五二二年の場合は二月一七、一八日にあたり、比較的温暖なエルザスのシュトラースブルクで「寒気と雪」と  
 あれば、当然後者の方が有力である。だがそれにも拘らず、一五二二年の可能性もあながち否定しきれない。理  
 由は謝肉祭の期間そのものが当時はかなり長かったからである。それには例えば同地方の人であるセヴァスチャ  
 ン・プラントの『阿呆船』第一〇(b)章の「十四日以上も続く」という証言を挙げる事ができよう。

いずれにしても、一五二二年三月八日には『弁明と抗議、トーマス・ムルナー博士がマルティン・ルター博士に  
 対し反駁せしは何ら不当な行動にあらざる事』という声明文を市内数ヶ所に掲示している。『カルスト・ハンス』  
 等によって名誉を毀損されたと感じたムルナーの提訴に対し市参事会が何ら対応措置をとらなかった為、彼自ら

行動し釈明したわけだが、この抗議行動は相手方の攻撃が「いずれ自ずと止むもの」と静観するに至る以前のものであろうし、「連中が改めて事を始め云々」という件りは、一五二一年始めの一連の文書攻撃の後で暫く静穏な時期があった事を想定させるものである。本文三一～三二行では又「私は長い間我慢して、やり返すのを控えてきた」とも書かれている。加之に、本文三三九六行～三四〇〇行に示唆されている本書執筆の直接的契機——「そこで我らは大阿呆（人形）をば台車（橋）に乗せて引き回した、奴を辱め笑ってやる為に。すると奴はこれが良い思いつきとばかりに、こげな本をば書きよった。」——は、必ずしも文字通り時間的経過を示すとは限らないとしても、(a)以下の事情を加味した場合、一五二二年をこの人形引き回しと執筆開始の時期として想定する根拠となりうるのである。

(a)本文八五〇行以下に、「羊飼いを教える事のできぬテルトウジアンなどを、我らが皇帝の教師役に……」という一節がある。これは皇帝カール五世の指南役であったトルトサ司教（テルトウジエンシス）本名アドリアン・フロリス（一四五九～一五二三）、即ち教皇ハドリアン六世を意味している。教皇レオ十世は一五二二年十二月一日に死去し、翌二二年一月九日にアドリアンが新教皇に選出されたが、直ちにイタリアに向かいうる状態になく、なお半年以上イベリア半島に留り続けた後、八月二八日（一説に三十日）にローマで戴冠したのであった。ムルナーはこの事情を知らぬはずはないゆえ、この部分が書かれたのは一五二一年ないし二二年初頭迄、という仮定がひとまず成立しよう。一方この部分は一五二一年秋以後に出版されたエーバーリン・フォン・ギェンツブルクの『十五の同盟』のパロディでもある。即ちムルナーはハドリアン教皇誕生を承知の上で、エーバーリンの不明ないし無定見を暴露するため、故意にエーバーリンの原文に即した表現を残したものと考えられる。この場合には先の仮定「一五二二年初頭まで」は、必ずしも拘束力をもたない事になるのである。いずれにせよ、「大阿

房」の体内、すなわち頭部、懐中、腹部、臀部、脂肪、耳などに潜むルター派の中でも、腹部の「十五の同盟」は最大規模の勢力である。ムルナーの大阿房構想に於て、当初これが欠けていて後からつけ加えられたとは考えられないから、本書の成立時期に関して、早くとも一五二一年秋以降、という限定を加えてもよいであろう。

(ハ) 本文一七一〇行以下に、ブルダー・ファイトの名で代表されるドイツ傭兵(ランツクネヒト)が登場し、祖国の急をきいて「フランスから、ポンテロヴェールから、ルンツェファルから」馳せ参じたり、と名乗りあげている。ここにもみられる二つの地名について、後者ルンツェファル(Runtzefal)はスペインとフランスの国境近くにあり、ローランの歌に名高いロンセヴァル(Roncevalles)を意味する、とする点で諸家の見解は一致しているのだが、前者ポンテロヴェール(Pontorover)がどこか、定説はない。例えばバルケはサンチャゴ・デ・コンポステラに近い港町ポンテヴェドラ(Pontevredra)とするが、メルカーはこれに全く否定的である。筆者も又特に論拠をもたぬバルケの注は、単に音の類推からする当て推量であろうと考えている。これに対し、当時の歴史状況および音の転訛の可能性からして、フランスとナヴァルの国境の港町フエンテラビア(Fuentetabia)ではないか、というのが筆者の推定である。カール五世と仏王安リ一世の間に生じた紛争を示唆すると思われるからで、ロンセヴァルでは一五二二年六月、フエンテラビアでは一五二二年末に軍事的対決がある。

「ブルダー・ファイト」の扱いはまた、微妙なゆれ乃至アイロニーがみられる。ルター派の加勢になるはずなのだが、兵隊の守り神として、あるいは兵隊特有の呪咀・罵詈雑言にとって、必需的な「諸聖人」が否定されるのでは、到底ルターの味方にはなれない、と宣言する結果となっている。しかも後段で「ムルナー」と「ルター」の和議の際にルター派の陣にあって媾和を勧める役割をも「ブルダー・ファイト」は与えられているので

ある。『信仰の没落』が「ブルダー・ファイトの曲」に合わせた詩である事は既に述べたが、ムルナーにはランツクネヒトに——そして恐らくは農民に——対し一種アンビヴァレントな感情があったようにも思われる。『阿呆祓え』第七八章では流れ者や渡世人に等しいランツクネヒトが批判されているが、一五一九年アウクスブルクのフランシスコ会修道院に礼拝堂を寄付したと年代記に伝えられる「善き」ランツクネヒトが、このとき彼の脳裏をかすめたのかもしれない。

「ブルダー・ファイト」はまた、トルコ軍が「戸口まで」迫っている事に触れている（一七六一行）。これは一五二一年八月末にベルグラードが陥落した事を意味すると思われるが、トルコのこの接近に関しては帝国諸都市中でもアウクスブルクは特に因縁が深い。皇帝命によりベルグラードのキリスト教軍支援のため弾薬等を送りこんでいるからである。結局ベルグラードは陥ちるが、翌二二年四月二三日（復活祭の水曜日）には、アウクスブルクの聖ウルヒリ教会でトルコの脅威に対する一大祈願が行われ、堂内に入りきれぬほどの市民が参集した、と年代記にみえる。偶然ムルナーはその頃、即ち一五二二年四月より夏の頃まで、アウクスブルクのフランシスコ会修道院に教師として出向している。これはシュトラースブルクに於て説教壇からあからさまに印刷業者を非難した事が切っ掛けになったらしいが、『大阿房』ではランツクネヒトに続いてルター派陣営に登場する三種の騎兵中、第二、第三のものが、このアウクスブルクに関係している。即ち前者にはアントニイ・フリイという名の、後者にはクンツ・フッカーという名の「騎士」が登場し、いずれも「アウクスブルクでは知られたる」とあるからだ。このふたつの名は、ムルナーが二二年九月に発表するシュティーフエルへの『弁訴と釈明』にも見出され、そこでは「アウクスブルクのフリイとクンツ」となっている。實在人物を諷したものが、或いは「ウーリー・フォン・シュタウフェン」や「騎士ベーターと博士グライム」のような、ある種の類型を象徴する名なのか、筆者は

つきとめる事ができないが、少くとも「アウクスブルクのクンツ」については、ムルナーを直接的に刺戟したものがあると筆者は考える。それは一五二一年の六月ないし七月に印行された『(クンツとフリッツの) 素敵な対話』と題する文書である。ジーモン・ヘッスス(ウルバヌス・レーギウス)の作とみなされるこの文書の中でムルナーは、教皇派の代表的論客エックやエムザー、教皇使節アレアンダー等の渾名に並び、「雄猫レリオン、阿呆猫アルナトル」と嘲笑されているばかりでなく、「一段と大きくなった阿呆」、「頭に何千の阿呆がつまって」等、いかにも「大阿房」のイメージを思わせる表現がみられるからである。ヘッスス即ちウルバヌス・レーギウスは、一五二〇年夏よりアウクスブルク大聖堂で説教師として活動し人気を博したが、二一年十二月には、フッガー家の差金とルター派のゆえをもって同地を去らざるを得なくなった、とK・センダーの年代記が記録している。もっとも一五二一年の七月から翌二二年三月にかけてアウクスブルクでは疫病(ペスト?)が猖獗をきわめ、少くとも三千人以上の死者が出て、有力な市民はウルムその他に避難した、とも伝えられているから、レーギウスの同市退去の理由は単純に宗教的なものではないかもしれない。同市に於ては当時すでにルター派の勢力がかなり侵透し司教派と拮抗を保ちつつあったことは、早くも一五二二年五月一九日に一種の貧民救済募金の規定が作られている事からも察せられる。

(4) エーバーリン・フォン・ギェンツブルクの『十五の同盟』第一に於て、教皇ハドリアン六世がトルトサ司教として攻撃対象になっている事は(4)に於て触れたが、エーバーリンは更に、カール帝をとりまく「悪魔」の手先として帝の聴罪師ヨハン・グラビオン(フランシスコ会士)を槍玉にあげ、このような国政に口出しする「乞食坊主」の代りに、「エラスムス乃至はルター乃至はカールシュタット」を、顧問兼聴罪師として登用するよう勧告している。『大阿房』でこれをパロディ化したムルナーはしかし、右の三名中カールシュタットのみをとりあげ

て、急進的改革の主張者としてゐる。ルターに関してはおき、エラスムスに対する姿勢とカールシュタットに対する姿勢の違いをはっきりと示すわけだが、そのカールシュタットの名は本文四〇六三行以下に再び登場している。「ルター」と「ムルナー」の間に和議成つて、「ムルナー」と「ルターの娘」の結婚披露の宴という段取りになつた場面である。「それには女房を買つた坊さん達にも来てもらおう、カールシュタットのアンドレアス氏も、彼氏はもう女房をもらつてゐる事ではあるし。」

ルターに既に娘がいるとは無論全く荒唐無稽の設定であるが——因みにルターがカタリーナ・フォン・ポーラと結婚するのは、この書の公刊より約二年半後、農民戦争の余燼くすぶる一五二五年六月のことである——一五二一年から二二年にかけてヴィッテンベルクの急進的改革の主導者であつたアンドレアス・ポードンシュタイン、通称カールシュタットは、その主張どおり（一五二一年六月の七つのテーゼ）、実際一五二二年一月一九日に妻帯している。「ルターの娘」については後に改めて述べるが、このカールシュタットの妻帯云々は事実を踏まえた言及であると考えられよう。とすればこの部分の成立は一五二二年一月以前に遡ることはできない。

(8)同様に本文二五五行以下の、「わし（大阿房）の長靴（シュティーフエル）をみろやい、坊主仲間のシュティーフエルが居るだらう、黒褐色の小坊主よ。誓つていうが、アウグスティノ修道会士であつた奴、ファイト調で歌など作り、阿呆がますます気に入つて、僧服をばかなぐり捨て、木にぶらさげて」という件りは、ミヒャエル・シュティーフエルがエスリンゲンの修道院から離脱した事実を明らかにふまえてゐる。この部分は大阿房の脚部に潜伏するものを披露しており、即ち片足がブントシュー（農民靴）、片足がシュティーフエル（長靴）という、ちぐはぐな恰好になつてゐるのである。反乱、暴動の代名詞ともいふべきブントシューについては、既に本文三二八行以来くり返し言及されてゐて、ムルナーの基本的発想に属する事が窺われるが、シュティーフエ

ルはこの章にのみ忽然と登場するものである。この一章が他に較べて頗る長大である事からすると、シュティールフェルに關する部分は後から挿入された可能性も否定しきれないが、ともあれ当該部分の成立はシュティールフェルの僧院離脱があった一五二二年五月より以前に遡る事はできない。

(ハ)本文四〇三一行以下四一六四行迄は、猫頭の「ムルナー」と「ルターの娘」の婚礼場面である。カトリック教会における結婚の秘蹟を否定する新教説を諷刺するものであるから、この新郎新婦は教会には行かず、代つて参会者一同の会食ないし披露宴ブラウトラウフが固めの式となるのだが、その馳走としてムルナーはいささかすさまじい着想を披露する。アーモンド、扁桃油をまぜて煮た米は肉料理の添え物として中世以来人気があったが、その料理の中に「下帯ズル」を混入させ、食べた客一同の齒にそれがねばりつく様をみて、我が名誉を傷つけた「下帯」の味、思いついたか、と哄笑するのである。無論これは第三節の一に述べたムルナー嘲弄に対する仕返しで、いかにもグロビアニスムスの時代らしいえげつなさではあるが、注目されるのは四一三二行の「カルカッタの香辛料」という表現である。それは聖職者の独身制を定めた教皇カリクストゥス二世（在位一一九〇—一二二四）の名を想起させる一方、一五二二年秋のトビック・ニュースであったマゼラン艦隊（中のヴィクトリア号）帰還を暗示する、語呂合わせ的表現とみられるからである。九月二二日にセヴィラに着いたこの船の事を皇帝カール五世は、当時国会開催中のニュルンベルクに滞在していた皇弟フェルディナントにわざわざ伝達し、「カルカッタ」を指して一五一九年にスペインを発った船が「香料」を積んで帰った、という噂が忽ち各地に広がった事は、ヴィルヘルム・レムの年代記によっても知られる。

(ニ)本文三六二五行の「戯れと戒め、こもごもに我らが敵と話し」（傍点筆者）の件りは、ヨハネス・バオリの『シンプ・ウント・エルンスト』をそれとなく暗示すると思われる節がある。というのは同書はその序文によると一

五一九年に集成されたのだが出版は一五二二年であり、『大阿房』と同様シュトラースブルクのヨハネス・グリーニンガーによっている。この時期ムルナーの著作は『法学提要』改訂を含めて全てグリーニンガー社より出版されており、また同じフランシスコ会の先達としてのバオリにムルナーが敬意を表する事に不思議はないからである。『シンプ・ウント・エルンスト』の序文自体、あたかも第三者によって書かれたかのような様相を呈しており興味深いのである。但し以上は現在のところ単なる推測の域を出ない。

(ハ)『大阿房』のテキスト以外に、その執筆の進行を証言するものが二つある。一は一五二二年九月七日 (vff den abent der geburt Marie) の日付で公刊された『ムルナー博士の答えと訴え』であり、他は同年十一月十日 (vff sant Martins abent) の日付で印行の運びとなった『虚言者は英国王か、はたルターか』である。

前者は既に述べたように、ミヒャエル・シュテューフェルがムルナーの渾名その他の中傷をまじえ『信仰の没落』を貶めたのに対し、いわば売り言葉に買い言葉の調子で反駁したものだ。その末尾に「長靴(シュテューフェル)と猫で一緒に唱おう」、「私をこれ以上阿呆と呼ばないでほしい、腹が痛くなる」(傍点筆者)という表現が続いた上で、「私のルター派大阿房が君の手元に届く際には、懇ろに扱ってほしい」云々とあって、明らかに予告しているのである。一五二二年の夏の終りには『大阿房』の執筆が余程進行していた証左である。

後者は英国王ヘンリー八世の名で世に出た『秘蹟論』に、ルターがかなり激越露骨なドイツ語で反論を書いた事に対し、ヘンリー、ルター、ムルナーの三者の意見を一見鼎談風に要約——無論ムルナーが行司役のような恰好でヘンリーの肩をもっている——したものだ。その末尾に次のような文言がみられるのである。「わがルターよ、これをもって私は君に、キリスト教諸侯、貴族、諸国王に対しては今後もっと穏やかに語りかけるよう、些か警告したつもりである。君ら以外のキリスト者が信仰の事柄について語り書いたとて辛抱したまえ。事は君と

同様に我々にも関わるのだから。それができないなら、私としてはせいぜい望むしかない、君や信仰について君に同調する人々に生ずる報いが、願わくば私をも巻きこまぬ事を。それでは御機嫌よう。私はまもなくまた姿をみせるつもりだ、君方が私に猫の首を据えつけてくれた事を無駄にせぬ為にな。」

(b)『ルター派大阿房が事』全四七九六行が対韻ないし三連韻で書かれている事は既に述べたが、その五九の章節全体を通観すると、前半から後半にかけて二つの形態的变化を認める事ができる。その第一点は、冒頭部にその章の内容を紹介する四行詩が掲げられている章と、それがない章とが存在する事。第二点は三四二三行（ルター派の第三次攻撃の場の中段）以降が、専ら対話劇風ないし所謂ヴェクセル詩風になっている事である。

第一の点について筆者は、四行詩をもつ章は成立史上古層に属する、という仮説をたてて検討してみたが——『阿呆祓え』などはこの形式をとっているからである——断定するに足るほどの特徴はつかみえなかった。しかしながら、前半部が概ね四行詩をもつ傾向を示すにも拘らず、提示部ともいべき第一〜六章の中で、第五、第六の章のみがこの四行詩をもたない事は、全くの偶然とは思われない。というのは、第二〜第四の章に於て阿呆祓えの呪文が唱えられ、大阿房がかくも肥大化した次第および機で引回された次第が明らかにされ、いざ本式に阿呆祓えの術を、となったところで、今更蒸し返すかのように、大阿房が内に潜む連中の危険性を術者に警告する、つまり内容的に繰り返し、もしくは仕切り直しの形になっているからである。

また右に挙げた第二点との関連でも、この第五、第六章は興味深い。第五章と第六章とで、大阿房と術者「ムルナー」との対話形式になっているばかりでなく、第六章には後半部における「ルターの娘」出現及び大阿房の遺産相続に関し、伏線が敷かれているからである。「阿呆なものには阿呆なもの、阿呆の本には阿呆の本」(五二六〜五二七)と、挑戦を受けて立つ姿勢を確認したあとで、「(書によって相手方を)より巧みにからかいおさせた

者には、ルターどんが娘をくれるそんな、阿呆頭巾をおまけに添えて」(五三一―三三三)がそれである。

以上の検討事項を踏まえて筆者は、『ルター派大阿房が事』の構想成立と執筆開始は一五二二年春であり、アウクスブルク派遣によりはずみがついて、その年の秋口には既に予告が可能なほど進行していた、と推定したい。メルカールの説くように開始期を更に一年前に溯らせる為には、特に(ロ)項について納得のいく説明がなければならぬからである。それでは、僅か一年足らずの執筆期間にも拘らず、前半部と後半部の間に一見不整合があるのは何故か、これについて次項以下に検討してみよう。

三、匿名の中傷誹謗文書に対する反撃であり、「阿呆被えしかできぬ阿呆」という揶揄や猫頭の諷刺人形引き回しに対する竹箆返しを意図して書き始められた『ルター派大阿房が事』には、しばしば指摘されるように、「ルター」に関して一見したところ二つの大きな矛盾が存在している。その第一点は、ルターの評価と扱いが前半と後半で違うように思われる事であり、第二点は筋の上で一度死んだはずの「ルター」が最後に再び登場する事である。これを執筆期間の長期化や作者の杜撰に帰する事は容易であるが、必ずしも単純にそうと断定できぬ以上、この二つの「矛盾」を解釈し直す必要がある。

矛盾の第一点は、第一章に次のような一節があるところから生じている。「またここではマルティン・ルターとその教説をベシユヴェーレンする気はない。彼はより、大いなる榮譽の爲にとっておきたい。」(傍点筆者)ここで阿呆被えの術をかけ、憑いた阿呆を追い出してやるのは、いつも正体を隠して悪口文書をばらまく連中、「ルターを理解せず」いんちき・虚言で世をたぶらかし害をなす輩、「マルティン・ルターの大いなる事柄をも」ペテンや馬鹿騒ぎに

変えてしまう連中なのだ、云々。このように始め「ルター」に対しては相当の敬意を払っているように見えるにも拘らず、後段において、特に第五、五六の章で「ルター」が死ぬ段になると、その扱いがすさまじいのである。即ち告解や終油の秘蹟を峻拒した「岳父ルター」が息をひきとると、その屍は「ムルナー」と猫共の悼歌に送られ、あたかも「シャイスハウス (Schäbhaus)」に葬り片付けられるかのように描かれている。「シャイスハウス」は文字通りには「カワヤ」である。「糞」そのものよりも罵りとしての「シャイセ」と、納骨堂を意味する「バインハウス」からの連想が基になるにせよ、又ルター自身が霊から切り離された肉体を「蛆袋 Madensack」に喩えているにせよ、そして猫の「ムルナー」の岳父の埋葬には人間の会葬者はないという筋の段取りとはいえ、この扱いは我々の美意識には到底なじまないものであり、作者の意地悪な笑い (Schadenfreude) を感ぜざるをえない。先に引用した第一章のことばが為にする言ないしアイロニーでないとするならば、執筆の過程でルターに対するムルナーの心証に変化があったと仮定せざるをえないのだが、その前に右の引用部の真意を再度検討する必要もあろう。即ちルターは「より大いなる榮譽」のため云々、とは何を意味するのであろうか。これを表面的に解釈すれば、「ここ」とはこの書の事であり、本書にはルターを登場させない、という事になる。だがそれは事実を反し、いかにムルナーの作風が杜撰であらうと、これほどの矛盾を放置するとは考えられない。とすると二つの可能性が考えられる。即ちその第一はこの部分を書いた当初ムルナーの胸中に二つの計画があった可能性である。その一は大阿房祓えの計画であるが、他はルターの秘蹟論をパロディ化する謝肉祭劇風のもの計画で、『大阿房』の前半と後半の形態的变化がこのような可能性を想わせるのだが、結果的にこの両者が結びついて現存の作品となりはしても、次に述べる第二の可能性との関係から、引用部がそのまま残されたという事が考えられるのである。第二の可能性とは、「ルター」を登場させる計画は当初からあったが、その扱いが他の「ルター派」とは異なる、という意味合いである。実際この視点から検討する

と、「ルター」は阿呆祓えの術によって大阿房の隠れ家から追い出されるわけではない、「ルター派」一同によって「大将」に選び出され、乃至かつぎ出されて登場するのである。即ち「ルター」は、隠れ潜んで中傷攻撃するため阿呆祓えの対象となる小阿呆ではなく、少くとも逃げ隠れせぬ、名譽を知る者として登場している。それゆえ又、「難攻不落のムルナー」と「ルター」の和議交渉となった際にも、「ルター」は、匿名で中傷誹謗をする連中は恥ずべきであり、ムルナーの怒りはもつともである、と言う事になる(三五一九―三五三六行)。そこでは主義は別として両雄あたかも肝胆相照すかの如き形になっている。それでは「シャイスハウス」の一件はどうであろうか。そこに秘蹟や死者ミサを否定する相手に対する辛辣なアイロニーがあるのは事実であるが、見方をかえればこれすらも又名譽ゆえの扱いと考えられぬ事もないのである。息をひきとった「ルター」、即ち靈性を失った「蛆袋」が「シャイスハウス」に葬られるのは、未だ靈的な存在である臨終の「ルター」があくまでも自己の主張を枉げないからである。付和雷動ではない、信念への忠節はある意味でムルナーの高く評価するもので、それは『信仰の没落』などにはっきりとあらわれている。再び第一章に戻ればそこには、心ない連中によってペテンまがいにされてしまった「ルター」の大きな事柄」という言葉がある。結果的に対立はしても、提起された問題の原理的重要性は十分認識されているのである。それを一層明確にしているのは、ムルナーの基本的立場を述べた序文であろう。ムルナーは即ちルターの投げかけた問題を、教義ないしかトリック教会の原理に関するものと、聖職者および現行教会の弊害に関するものとの、二つに分けて考えている。そして後者に関しては『阿呆祓え』をはじめとするムルナーのこれ迄の活動から明らかかなように、現行制度、とくに聖職者の墮落から生じている種々の害を彼ははっきりと認めるのである。しかしながら、それは必ずしもカトリック教会の原理そのものの否定につながるものではなく、弊害は個々に正さるべきものであり、原理の問題は「キリスト教的穏やかさ」と相手の「名譽と尊嚴を守って」公会議あるいは上長たちによって慎重に討議され

るべきもの、とするのである。簡単にいつてしまえば、これはその都度自浄作用が働く事によって保たれてきたカトリック教会の伝統的立場であり、またこの後、ハドリアン六世が着手しようとしたローマ聖庁の改革や、イグナチウス・ロヨラのイエズス会結成、更にはトリエンツの會議等を経て行われる、カトリック教会内の改革につながる立場であるといえよう。これに対してライプツィヒ討論後のルターは、そのような教会の自浄作用にみきりをつけ、教皇制度の原理的否定ないし宗教改革を唱導するに至っている。そしていわばラテン主義的な「一五〇〇年の伝統」を強調する相手に対して、ルターは折しも古典的人文主義を通じてギリシャ語やヘブライ語の原典研究が可能になった「聖書」という古く新しい権威をよりどころとする事になる。両者の間にもはや原理的な妥協はありえないのである。

だがそれにも拘らずルターには穏かな反論や勧告によってルターの翻意を期待した時期があったし、『ルター派大阿房が事』に着手した当初も、ルター派を称して騒擾を事とする者とルター本人とを少くとも別に扱おうとする意図があったと思われるのである。右に検討した第一章がその一例であるし、第三六〇二行以下に於ては、「我々ドイツ人同志が血を流し 敵対して戦い 互いに亡し合うのはやめようではないか」という言葉を「ルター」の口に語らせている。

それでは比較的にいえばむしろ好意的ともいえる態度を変えさせ、後半の辛辣な扱いに至らしめたものは何であろうか。しばらくルター自身の著述と状況の変化に即して考えてみよう。

一五二二年三月末にルターが『ライプチヒの山羊エムザーの著書に対する回答』巻末に「ムルナーに宛てて」と題する小文を付した事は既に述べた。ムルナーがいつこれを目にしたか不明であるが、その中でルターがムルナーを無学な饒舌屋ときめつけている事は、一見したところムルナーがルターに敵意を抱く契機となっても不思議はないように思える。しかし同書ではルターは又、エムザーを嘘付き呼ばわりするのに対し、ムルナーには嘘がない、とも、軽

蔑しているわけではない、とも述べている。無学や饒舌にくらべれば虚言嘘付きは遙かに深い罪といふべきであるから、ムルナーの名誉はまず相当に救われてもいるのであって、この書が直ちにムルナーのルター観を変えたとは思われない。それに興味ある事には、この書の印行後、間もなくヴォルムス勅令（一五二一、五）によってルター否定の宣告が下され、ルター自身がヴァルトブルクの城に身を潜めざるをえなくなつて約一年近い期間、ムルナーもまた何ら宗教改革関係の文書を草していないのである。この間にシュトラースブルクではS・ブランドが物故し、『法学提要』再版を出したムルナーは一時その後継者として市参事会書記の地位につく意図ないし可能性があつたとされ、従つて言行を自粛する必要があつたと考えられないこともないのだが、ともあれ約一年後の一五二二年春『信仰の没落』が流布される迄、ムルナーの沈黙は続いたのである。

一方ルターは一五二二年一月頃には、『すべてのキリスト者が騒乱や謀叛に用心するようにとのマルティン・ルターの真実の勧告』と題する小冊子を世に出している。これは一五二一年十二月にヴィッテンベルクで起きた騒動を契機として起草されたといわれるものだが、ルターが去つた後ヴィッテンベルクでは、十二月から一月にかけてカールシュタットを中心とする一連の急進的教会改革——修道士の修道院離脱、ドイツ語による略式ミサ、二種陪餐の聖餐式、自らの結婚など——が行われ、二月六日には遂に「ヴィッテンベルクの聖像破壊」に至っている。つまりルターが右の勧告文において警告し、ムルナーがルター主義の帰結として生ずる事を恐れた「騒乱」が現実のものとなりかけたのである。このような急激な動向に対してルターは、三月六日前後にヴァルトブルクの城を出てヴィッテンベルクに戻り、受難節第一主日の三月九日から十七日にかけての連続的説教等の活動によって、事態を平静に復すべく努力したのであつた。これらのニュースが当時どの程度の速さと精確さをもつてシュトラースブルク迄伝わつたか、疑問の余地はあるにしても、少くともカールシュタットよりもルターの態度に、ムルナーが共鳴を覚えたであらう事は

疑いない。第十一章におけるカールシュタットの扱い(第三節二・(二))や、ルター派の大将とされている「ルター」が「ムルナー」との和議を推進する設定などにそれが反映していると考えられるのである。

このように一五二二年夏迄の状況は、第一章にある「より大いなる榮譽」や「大いなる事柄」という表現が特に反語的に用いられたと解釈せねばならぬ決定的理由を提供しないのである。転換があったとすればそれは、その年の夏ルターが英国王ヘンリー八世の『秘蹟論』に対する激越な調子の反駁書を公刊した事を契機とする、と考えざるをえない。同じその夏ムルナーは「信仰の擁護者」ヘンリーのラテン語による右の書をドイツ語に翻訳していたのであるが、ヘンリー及びその論駁を「虚偽と瞞着のおしゃべり」、「国王ハインツ乃至悪魔のクンツ」がさつな大阿呆ぶりに「ろば」などと扱き下ろすルターに対し、遂に従来の慎重な論調を捨て去り、『虚言者は英国王か、はたルターか』に於ては、英国王家内の流血の争いまで諷刺したルターをとらえて、「恥ずべき逃亡僧、血の臭いの好きな犬」と言い放っているからである。当初はルター派を称する陣営中の過激な要素を標的とし個人的中傷誹謗の竹籠返しとして構想されたと思われる『ルター派大阿房が事』が、終盤に至って急にテンポを変え、「ルターの娘」や「ルター之死」をめぐる一種謝肉祭劇風の展開となるのは、このような事情が作用してルターの秘蹟論をも直接諷刺する構想に変わったのではないかと考えられるのである。

四、「ルター」に関する矛盾の第二点を究明する前に、我々はここで「ルターの娘」にひとまず視線を向けよう。この「ルターの娘」が歴史的事実を踏まえたものではなく仮構である事は既に述べたが、それではそれは一体何を意味し何の必要あって登場するのであろうか。これをルターの娘の嚇々たる「名声」、あるいはルターの娘の説く新しい「教会」の象徴とするのは、余りに漠然とした解釈で説得力をもちえぬ事はメルカーも既に指摘するところであり、むしろこ

れをメルヒェンにみられる勝者の獲得する美しい王女からの発想であるとするケネッケの考えの方が真相に近いのかもれない。但しそれには、反対派の攻撃に対する竹籠返しの意味と、婚姻および聖母に関するムルナーの信仰と、この作品の構成の基本的原理、という三つの要素がからんでいる、と筆者は考えるものである。

まず「難攻不落のムルナー」が「ルターの娘」獲得を条件に和議に応ずるといった設定は、雄猫ムルナという渾名との連想でフランススコ会士ムルナーに浴びせかけられた「好色」という誹謗攻撃を逆手にとったものである事は論をまたない。その上で両者の結婚という設定には、聖職者の妻帯や修道尼の結婚を容認ないし勧告し、婚姻の秘蹟を否定するルター派の主張を戯画化する意図が含まれるわけであるが、猫頭の修道士「ムルナー」が遂に童貞誓願を犯すかと危ぶまれる新床の場になって、とんでん返しも仕組まれる。即ち「ルターの娘」の頭に、余人の知らぬ、臭気耐え難い「疥癬 (Sint)」があつて、花嫁は「このカサカブリ奴 (Sintbutz)」とばかり、たたき出されるのである。この中に多くみられた疾患である頭瘡——『阿呆祓え』第二十八章「出世の秘訣」には、息子や娘を立身出世に役立てる男が出てくるが、「盲で鼻たれで頭瘡かまのある末娘」だけは「百姓に下げわたす」とあつて、「グリント」という疾病に対する当時の見方が伝えられている——は、また Ergrind とも表現されており「罪の疥癬 (Ersünde-Sindenkrätze) を連想させる一方、その類義語「かさやできもの (Ausschlag und Geschwür)」という表現が、ルターの説教『結婚生活について』(一五二三年)の中にもみいだされる。この説教には又「大阿呆」という表現もみられ、ムルナーはこの説教について多少とも情報を得ていた可能性が考えられないではない。また仮に相互に無関係に類似の発想、表現があるとすれば、それも又興味深い。

ともあれ「ルターの娘」は結局正体暴露し仮面がはがれるのだが、それまでは最大級のほめことばにつつまれていく。曰く「地上においてこれ以上に美しい被造物ものない」(三七七八行)、曰く「この世の気高い精華」(三七二八行)、

そして「この気高い精華の栄光の為に」(四一二五行)。ここに「精華(花の中の花)」とした原語は *Kron* であるが、これと同様な表現が実は聖母マリアに關しても使われている事を見逃してはなるまい。即ち四三五行における「麗しいマリア、栄光の精華」がそれである。ムルナーに聖母崇拜の念が厚かった事は既に第一節に於て述べたが、このように相似た表現はムルナーの形容の乏しさを示すのではなく、「ルターの娘」のみかけの華と聖母マリアの真実の華を対比するものである、と筆者は考える。それゆえに「ルターの娘」の方には「この世の」「地上の」という限定がつけ加えられているのであり、また「かぶりもの」——*Krone ere* にはこの意味もある——をとったとき、忽ちその頭瘡が露わになることになる。

「ムルナー」と「ルターの娘」の結婚にはこのような意味が付帯しているのだが、ファルスともいふべきこの一幕はそれでは『ルター派大阿房が事』全体の中ではどのような位置をしめるのか、それについてはこの諷刺詩の全体的構想とその統一原理にふれる次項にゆずらう。

五、四四三七行に於て死んだはずの「ルター」が四七三一行に於ては生きている、という残されたもう一つの矛盾を説明し、あわせてこの作品の全体的構成を見直すのが本項の課題である。筆者がここで指摘するのは、第一章と第九章とがプロローグとエピローグとすべきものを形成している事、第二章から第八章までは空想場裡の大掛りな謝肉祭ページェントとみなすべき事、そしてこの謝肉祭部の「ルター」とエピローグのルターとは基本的には別のものとみなすべき事、以上の三点である。

第一章が他の章と異なる事は、既にその章題が告げている。具象的イメージの大阿房が登場する第二章以下では一貫して *der groß lutherisch nar*(1) という表現が用いられるのに対し、第一章の章題のみは *die lutherischen ertz-*

narren(1)とあるからである。「彼ら」が阿呆祓えしかできぬ阿呆と自分を罵るならば、ひとつその腕前をみせてやろう、成程「自分」は阿呆であるが、人に阿呆といわれて黙ってはおられぬ、阿呆の我慢に限度がござる、と口上を述べ、腹立ちまぎれに折々少々手荒くなり、言葉が少々猥ら不作法になつても、阿呆のこととて許されたい、と断つてゐる。つまりこの章は登場人物「ムルナー」ではなく作者ムルナーが語つてゐるのである。一方第五九章は、大阿房往生——謝肉祭後に人形が焼かれたり水に流されたりして厄払いされるイメージが伴うと考えられる——の後に残された「阿呆頭巾」が、それに最もふさわしい者、即ち本書によつて大阿房に最も縁ある事を証明し「ルター」や「カルストハンス」等の競争者をおさえた、作者ムルナーの手に渡され、今後もそれを活用する——人にかぶせる——権利を獲得する、という結末を示す。即ちこの章でも、版画こそ猫頭のままであるが、作者ムルナーが語つてゐる事になる。

この作者は第二と五八章でも、しばしば顔を出しかけてはゐる。しかしここでは原則として猫にされた「ムルナー」が「ルター」同様登場してゐるのであり、第二と五八章の一見無統一で不整合な筋書を包括するのは因果律的構成原理ではなく、いわば「謝肉祭」の理念なのである。即ち、阿呆祓え、トロイの木馬の如き大阿房、その中より出るルター派の勢揃いと合戦、「ルター」の娘の結婚や「ルター」の死、大阿房の往生、といったモティーフは、謝肉祭という大モティーフを紙上に演出する為の下位動機であるとみなすとき、この作品の一見野放図な構成を理解する鍵が得られる、と筆者は考へるのである。

謝肉祭 (Fastnacht, Fasching, Karneval) は一九世紀の神話学・民俗学によつて、豊穰を祈る呪術や祖先崇拜、それに冬の終りと春の始めの祝事と結びつけられ、ナチス時代にはことさらそのゲルマン的性格が強調されたが、本来キリスト教的性格のもので、その慣習は十三世紀半ば以降に一般的になつたものという。教皇イノセント三世の教

勅（一二〇七年）やマルティン四世の勅告（一二八四年）、パリ大学の鑑定（一四四四年）などが、「二つの王国のモデル」理念として、四旬節（神の王国の期間）の前に対比的に設けられた謝肉祭（地上の王国）の存在を証明するものである。謝肉祭とは即ち、「永遠の神の国」に対し「つかの間の地上の王国」、肉の傲りを比喩的に演出するものにならず、そこには一定の演出方式があったのである。その際に基本的要素として考えられるものは、第二のバビロンとしての異教的ローマの範例、異教の本質をなす諸々の「悪徳」、カトリック教会の静謐と統一に相對するものとしての騒擾や分裂、靈性を忘れた人間の肉欲性、そしてこのようなものたどるべき亡びの道、の五つであるが、その演出形態には状況に応じて種々のヴァリエーションが加わる事になる。阿呆連や大きな人形、阿呆王国の設立や阿呆の王様選び、ねり歩きや演武、空騒ぎなどは、中でも典型的な演出様式であった。

以上はD・R・モーザーの研究に負うところであるが、いまこれを『ルター派大阿房が事』の第二、五八章にあてはめてみると、右にあげた基本的要件がほとんど満たされ紙上に一大ページェントが構成されている事は明らかであるといえよう。祓魔術ならぬ阿呆祓えが導入となり、異教の代りに異端勢力が一時支配的になって騒擾が起こり、肉の身の顯示があり、亡びの道が示されているからである。「ルターの娘」をめぐる、まさに謝肉祭劇的一幕もこの一大ページェントの一齣とみなせば何ら異和感を与えるものではないし、「ルター」の葬送ですらも、当時の謝肉祭の傾向からすれば特別悪趣味とはいえない。他ならぬ一五二二年にバーゼルでは、ローマ教皇派を諷したバンフィリウス・ゲンゲンバッハの『死者を食する輩』が上演されているのである。

ムルナーが「謝肉祭」を意識していた事は、直接的言及としては第一章の、「お前さん方は私を大きな阿呆に仕立ててくれた、もっとも私はそれを謝肉祭の戯れとみなしているし、自分が阿呆と無縁だなどと自惚れた事もないけれど」の件りにみられるし、間接的には第二章に於て大阿房が「十一頭の馬と阿呆に引かれて」という描写から明らか

である。今日でも謝肉祭シーズンが十一月十一日を開幕日とし、謝肉祭執行委員会が十一人から構成され、しばしば十一時十一分十一秒に開会されたりするが、それはこの「十一」という数が十戒を越えた罪のアレゴリーとして、またこの世の終末とアンティ・クリストを意味するアレゴリーとして、十四世紀以来「謝肉祭」とは不可分の関係になっているからである。このような謝肉祭はとりわけライン地方に於て盛んであったが、その住民ムルナーに一層強く謝肉祭を意識させ刺戟したのは、上述の『ムルナーに宛てて』における次のようなルターの言葉であつたらう、「きみたちは重大なことをもたにして謝肉祭劇を作るつもりなのか。」

ムルナーは、阿呆祓えしかできぬ阿呆という誹謗と同様、ルターのこの言葉をも、逆手にとつたのである。二一五八章の「ルター」はこの謝肉祭ページメントにつきあわされた登場人物としての「ルター」であり、エピローグに現われて阿呆頭巾の相統を競う一員としての「ルター」は——ムルナーの視点からすれば——阿呆な文書を書く、いわば著者ルターである。さればこそ死んだ筈の「ルター」を再度登場させる事に、ムルナーは何の不都合も感じなかつたのである。

『ルター派大阿房が事』において著者ムルナーは、自らが最も卓越した阿呆であると自認して、諷刺の矛を収めている。その態度を尊大倨傲とみなすか、少々がさつながらユーモアの基本に通じるとみなすか、判断のわかれるところであろう。全てのクレタ人は嘘付きであるとクレタ人某が述べるが如き、一種のアイロニーを筆者はそこに感じる。